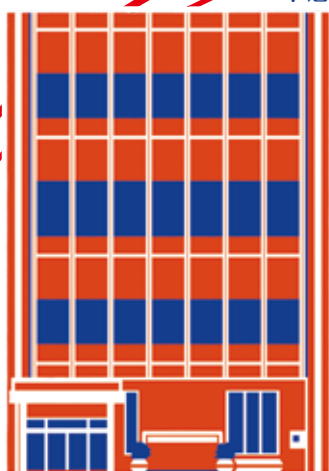


DISCLOSURE2026

令和7年度 興栄信用組合 ディスクロージャー誌

これまでも、これからも。

本店



寺尾支店



赤塚支店



大野支店



酒屋支店



興栄信用組合



当組合の概要

名 称	興栄信用組合(略称・こうえい)
本店所在地	〒950-2112 新潟市西区内野町1066番地 (TEL 025-262-3331)
創 立	1956年9月1日
出資金(資本金)	177百万円
店 舗 数	5店舗
組 合 員 数	8,701名
預 金 残 高	24,264百万円
貸付金残高	10,052百万円

(令和8年3月末現在)

目 次

これまでも、これからも。

本店 寺尾支店 永原支店 大野支店 西郷支店

本誌は、秋に合併を控える「興栄信用組合」としての最後のディスクロージャー誌となります。
表紙には各店の建物と地域の人々を配したオリジナルのイラストを使用し、地域の皆さまから賜りました長年のご支援への感謝の心と、これからも地域の皆さまと共に歩み続けたいという想いを込めさせていただいております。

1 ごあいさつ	1
2 経営理念	1
3 事業の概況	2
4 組合の沿革	3
5 業績のご案内	4
6 健全経営への取り組み	7
7 総代会	10
8 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	12
9 地域貢献	14
10 資料編(目次)	17
11 経理・経営内容	18
12 自己資本の充実状況	25
13 預金関係	31
14 貸出金関係	32
15 有価証券関係	35
16 その他の業務	37
17 主な手数料一覧	37
18 主要な事業の内容	38
19 開示項目一覧	41

ごあいさつ

皆様には、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

皆様から、当組合へのご理解を深めていただけるよう、経営内容の開示資料として「令和7年度ディスクロージャー誌」をまとめましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

興栄信用組合は、地域に根差した金融機関として、皆様に安心してお取引いただけるよう経営の健全性を維持し、成長性の確保と収益力の向上に努めていくとともに、地域の皆様にお役に立てる金融機関を目指し、地域金融の円滑化と金融サービスの向上を図り、地域社会の発展に貢献してまいります。

今後とも、皆様から親しまれ信頼される金融機関として地域を支える力となれるよう役職員一同、一層の努力をいたす所存でありますので、今後とも変わらぬご支援、ご愛顧賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

令和8年7月

理事長 **清水一男**



経営理念

経営理念

興栄信用組合は、協同組織による地域金融機関として
地域社会の豊かさに貢献し、
信用第一を旨に目標達成のため、常に前進努力する。

1. 興栄信用組合は「地域のもの」
2. 興栄信用組合は「地域を大切にし、そして奉仕する」
3. 興栄信用組合は「地域とともに発展する」

経営方針

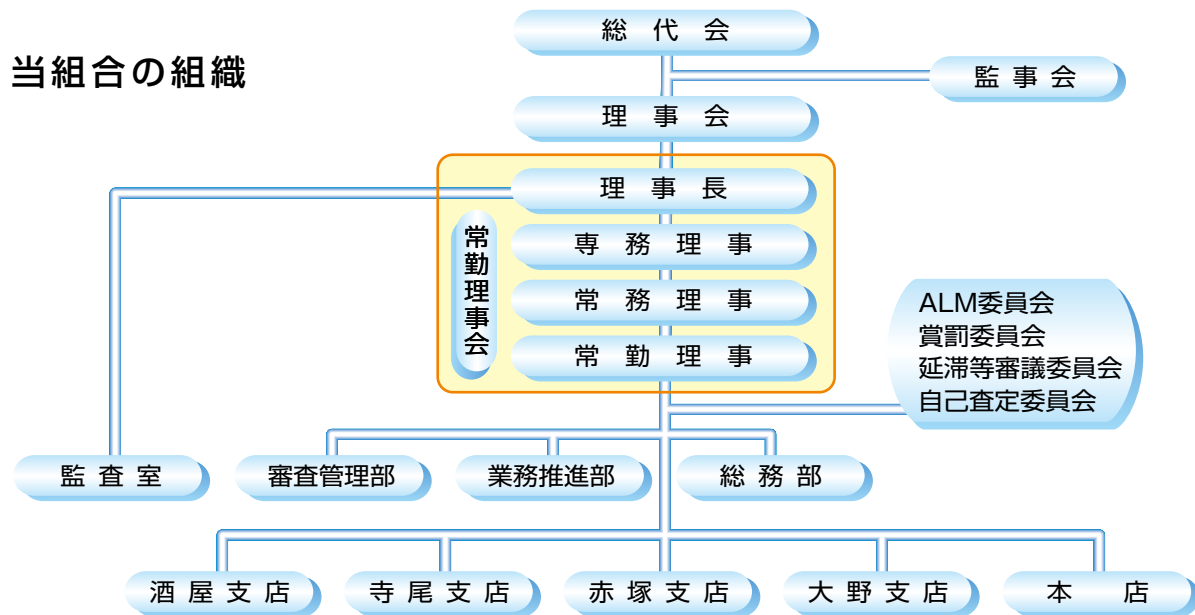
健全経営を保持すると共に、成長性の確保と収益力の向上に努める。

経営管理、法令等遵守、リスク管理態勢の整備・強化を図って行く。

地域金融の円滑化に努め、地域の発展や生活の質の向上に貢献することで、地域での役割を果たして行く。

事業の概況

当組合の組織



役員一覧 (理事および監事の氏名・役職名)

理事長(代表理事)	清水 一 男	理事(非常勤)	長谷川 和 哉
専務理事(代表理事)	若杉 潤 一	理事(//)	青柳 晴 樹
常務理事(代表理事)	太田 則 天	監事(//)	横山 榮 一
理事(常 勤)	酒井 英 樹	監事(//)	五十嵐 健 市
理事(非常勤)	濱 倉 太 門		

(令和8年6月23日現在)

注)当組合は、職員出身者以外の理事(3名)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

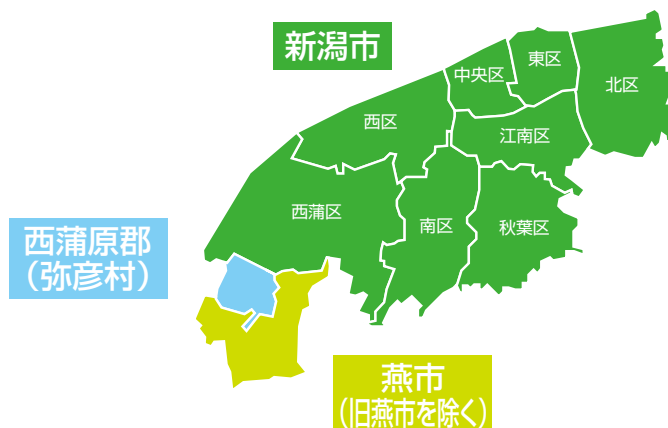
店舗一覧 (令和8年7月1日現在)

		ATM
本 部	〒950-2112 新潟市西区内野町1066番地	025(263)1888(代) ー
本 店	〒950-2112 新潟市西区内野町1066番地	025(262)3331(代) 1台
大野支店	〒950-1111 新潟市西区大野町3282番地1	025(377)2443(代) 1台
赤塚支店	〒950-2261 新潟市西区赤塚字稲場4981番地1	025(239)2145(代) 1台
寺尾支店	〒950-2054 新潟市西区寺尾東2丁目23番29号	025(268)3631(代) 1台
酒屋支店	〒950-0324 新潟市江南区酒屋町字屋敷付840番地	025(280)2570(代) 1台

※現金自動預払機(ATM)は全店に設置してあります。

営業地区一覧

- ・新潟市全域
- ・燕市(旧燕市を除く)
- ・西蒲原郡(弥彦村)



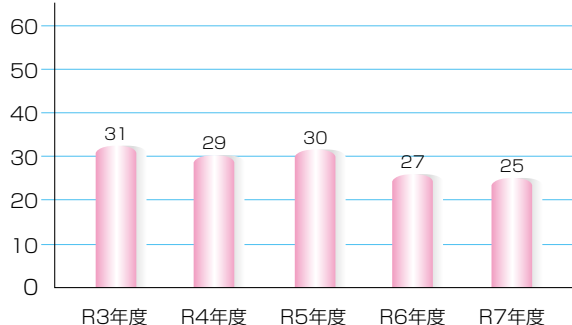
組合の沿革

当組合のあゆみ(沿革)

昭和31年 9月	西蒲原郡内野町大字内野1011番地に事務所を開設。内野信用組合として営業開始。
34年10月	西蒲原郡内野町大字内野537番地に事務所を新築移転。
38年 6月	大野出張所開設。
39年11月	大野出張所、支店に昇格。
40年12月	西蒲原郡黒埼村大字金巻3282番地1に大野支店事務所を新築移転。
41年 8月	赤塚出張所開設。
43年 5月	赤塚出張所、支店に昇格。
45年 9月	新潟市赤塚字稲場4981番地1に赤塚支店を新築移転。
49年12月	内野信用組合を興栄信用組合に改称。
//	新潟市五十嵐下谷内4450番地2に寺尾支店を開設。
53年 4月	新潟市内野町1066番地に本店事務所を新築移転。
55年 9月	酒屋支店開設。
58年 6月	営業地区を新潟市、白根市、新津市、西蒲原郡とする。
58年10月	大野支店事務所を新築。
平成 3年 3月	新潟市酒屋町字屋敷付840番地に酒屋支店を新築移転。
3年11月	信組情報サービス株式会社(SKI)へ電算業務移行。
5年 3月	預金積金200億円達成。
平成17年 8月	当組合地区外で新潟市と合併した「旧豊栄市、旧小須戸町、旧横越町、旧亀田町」について地区拡張を行う。
令和 3年 4月	酒屋支店をサテライト店舗に移行。
令和 7年 8月	新潟県信用組合と合併基本協定書の締結。
令和 8年 4月	寺尾支店をサテライト店舗に移行。
令和 8年 5月	新潟県信用組合と合併契約書締結。

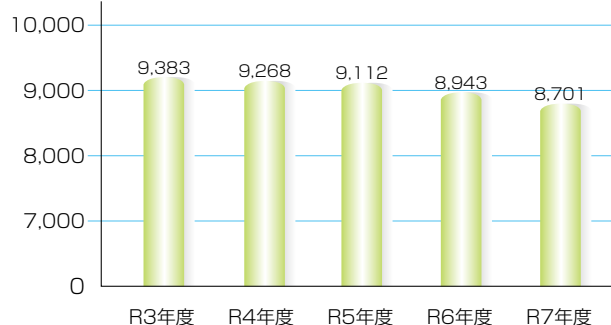
職員数

〈単位:人〉



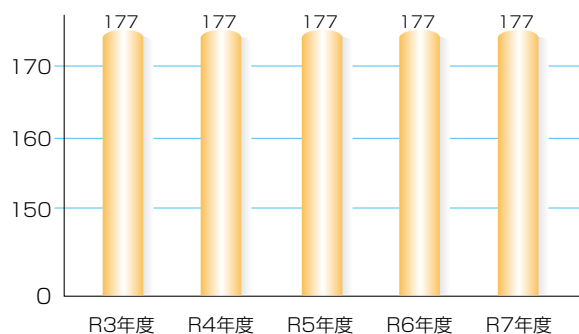
組合員数

〈単位:人〉



出資金

〈単位:百万円/単位未満切り捨て〉



令和7年度 経営環境・事業概況

国内の景気は、政府が掲げている「責任ある積極財政」の考え方の下、戦略的に財政出動を行うことで「強い経済」を構築するとして取組しており、景気は、緩やかに回復しているが中東情勢の影響を注視する必要があります。

一方、地域の中小・小規模事業者におきましては、人手不足や後継者の問題、物価高騰に伴う価格転嫁の遅れに加え、原材料不足などの新たな課題により、厳しい経営環境が続いております。

令和7年度の業績につきましては、預金積金残高は、法人・個人預金とも減少し、前期比656百万円減の24,264百万円となり、貸出金残高は、事業性融資の約定返済や繰上げ返済が融資実行を上回ったことにより、前期比221百万円減少し、10,052百万円となりました。

収益面では、金利上昇により貸出金利息や預け金利息、並びに有価証券利息配当金が増収となったものの、同時に預金利息や経費の増加、そして、与信費用の増加により当期純利益は前期比25百万円減の8百万円の計上となりましたが、コア業務純益では37百万円の計上となりました。

この結果、自己資本比率では、当組合の全店舗建物に使用されているアスベストレベルⅢの除去債務計上で繰越金から61百万円を控除したことによる自己資本減少とリスクアセットの増加により、前期比0.81ポイント減少し13.61%となりましたが、国内基準4%を大きく上回る比率を維持しております。

主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

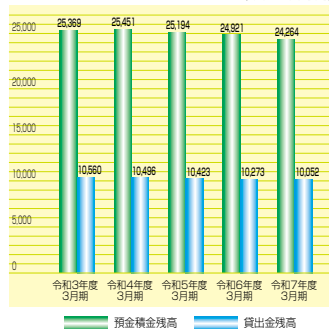
区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	364,569	360,577	388,990	383,203	438,297
経 常 利 益	15,570	33,489	26,549	34,343	8,823
当 期 純 利 益	14,837	33,056	26,501	33,910	8,785
預 金 積 金 残 高	25,369,867	25,451,849	25,194,077	24,921,491	24,264,989
貸 出 金 残 高	10,560,967	10,496,901	10,423,225	10,273,411	10,052,268
有 価 証 券 残 高	7,676,830	7,459,038	7,457,308	6,990,877	7,257,465
総 資 産 額	28,048,150	27,125,418	26,932,191	26,550,770	26,409,290
純 資 産 額	1,860,418	1,561,639	1,623,396	1,496,354	1,468,307
自己資本比率(単体)	14.52%	14.60%	14.82%	14.42%	13.61%
出 資 総 額	177,007	177,526	177,536	177,597	177,759
出 資 総 口 数	177千口	177千口	177千口	177千口	177千口
出資に対する配当金	5,303	5,321	5,309	5,305	5,280
職 員 数	31人	29人	30人	27人	25人

(注) 1 残高計数は期末日現在のものです。

2 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

■ 預金積金残高および貸出金残高

(単位：百万円)



預金積金残高
242億64百万円

貸出金残高
100億52百万円

■ 経常収益

(単位：百万円)

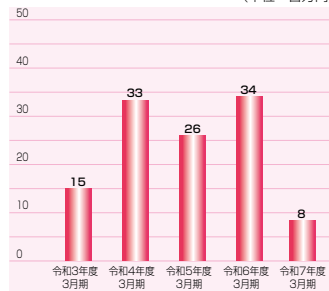


経常収益
4億38百万円

貸出金の利息収入や預け金利息、有価証券利息配当金など、本来の営業活動による収入をあらわします。

■ 経常利益

(単位：百万円)



経常利益
8百万円

経常収益から経常費用を引いたもので、本来の営業活動によって得た利益をあらわします。

■ 当期純利益

(単位：百万円)



当期純利益
8百万円

経常利益に特別利益、特別損失を加減し、税金等も差し引いた最終的な利益で一般に言う「もうけ」になります。

新潟県信用組合との合併について

当組合は、新潟県信用組合と令和8年5月19日付「合併契約書」並びに「合併契約書附帯覚書」を締結し、令和8年6月23日に開催した当組合・新潟県信用組合の通常総代会におきまして、当組合は新潟県信用組合と合併し、新潟県信用組合に権利義務一切を引継ぎ、解散することを決議されました。

最近の県内経済は、物価高や人件費の上昇、人手不足の深刻化が中小事業者の経営を圧迫しており、個人消費においては食料品やエネルギー価格の上昇が家計に大きな影響を及ぼしています。その他にも、中東で起きたような世界情勢に影響を与える事象や金融環境の変化等も相まって、中小事業者の事業環境は更に厳しいものへと変化し、先行きに対する不透明感が増大しています。

また、地方では人口減少のスピードが速く、それに伴う事業所の休廃業による地域経済の縮小は、地域金融機関が直面する喫緊の問題として、今後どのように地域と向き合っていくかが重要な課題となっています。このような将来の経営環境を踏まえ、これまで以上に強固な経営基盤を確立し、経営資源を効率的に活用することにより、地域のお客様の課題解決に向けて、より一層力を入れて取り組んでいく必要があります。

こうした状況の下、新潟市西区(内野地区)を地盤とする当組合と県内全域に営業展開する新潟県信用組合が合併するにあたっては、双方の経営資源やノウハウが共有されることにより、経営基盤の強化に加え、経営効率の向上が期待されます。また、事業者の皆様にとっては、コンサルティング機能の発揮による本業支援や課題解決支援の充実、個人のお客様にとっては、これまで以上に幅広く、きめ細かな金融サービスの提供が可能になると考えています。

当組合と新潟県信用組合は、それぞれの持てる力を合わせ、相互扶助の精神に基づき、組合員の利便性向上と地域社会の持続的な発展に貢献するという社会的使命を果たし、地域のお客様から必要とされる信用組合を目指してまいります。

■ 合併の概要

- | | |
|--------------|------------------------------|
| 1. 合併期日 | 令和8年11月24日(火) |
| 2. 合併の方法 | 新潟県信用組合を存続信用組合とする |
| 3. 合併後の名称 | 新潟県信用組合 |
| 4. 合併後の本店・本部 | 新潟県信用組合の本店・本部とする |
| 5. 合併後の理事長 | 新潟県信用組合 赤川 新一 (現 新潟県信用組合理事長) |
| 6. 合併信用組合の出資 | 合併は対等とし、普通出資金1口の金額は1,000円とする |
| 7. 合併の効力 | 関東財務局長の認可を条件とする |

■ 両信用組合の概要

主要項目(令和8年3月31日現在)

	新潟県信用組合	興栄信用組合
本店所在地	新潟市中央区営所通一番町302番地1	新潟市西区内野町1066番地
預金	431,618百万円	24,264百万円
貸出金	189,779百万円	10,052百万円
預貸率	43.96%	41.42%
自己資本比率	9.72%	13.61%
出資金	2,313百万円	177百万円
組合員数	73,069名	8,701名
総代定数	110名	105名
常勤役員数	9名	4名
職員数	371名	25名
店舗数	43店舗	5店舗

■ 合併後の営業エリア

新潟県内一円

お知らせ

合併準備に伴うオンラインサービス休止のお知らせ

興栄信用組合と新潟県信用組合が令和8年11月24日(火)に合併することに伴い、その合併準備作業のため令和8年11月21日(土)から令和8年11月23日(月)までの3日間、興栄信用組合のATMなどすべてのオンラインサービスを休止させていただきます。

ご不便をお掛けいたしますが、あらかじめお預け入れ、お引き出しなどのご準備をいただきますようお願い申し上げます。

合併に伴うオンラインサービス休止のご案内

休止期間：令和8年11月21日(土)～令和8年11月23日(月)の3日間

- 興栄信用組合本支店でのATMによるお取引
- 興栄信用組合のキャッシュカード、ローンカードによる提携金融機関およびコンビニ等ATMのお取引

窓口営業時間変更(昼休み導入)のお知らせ

当組合4店舗につきましては、少人数で、より安全かつ効率的な店舗運営を図るため、下記の通り窓口の営業時間を変更して11時30分から12時30分までの1時間を昼休みとしております。

お客様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

対象店 **大野支店** **赤塚支店** **寺尾支店** **酒屋支店**

窓口営業時間(平日) 午前の部 9:00～11:30 11:30～12:30は
午後の部 12:30～15:00 **昼休みといたします。**

最寄り店(窓口営業時間に変更はございません)

店舗名	所在地	電話番号
本店	新潟市西区内野町1066番地	025-262-3331

※ATMコーナーの営業時間は、変更ございません。(昼休み中も通常通りご利用いただけます)

キャッシュレス納付の取り組み

「新潟県下一斉キャッシュレス納付推進共同宣言」

お客様の利便性向上と業務効率化を図るため、新潟県下の金融機関、行政機関、税務団体など官民が連携し、国税、地方税のダイレクト納付と口座振替の利用を推進しています。

■ Pay-easy(ペイジー)ダイレクト収納

国税電子申告・納税システム(e-Tax)や地方税ポータルシステム(eLTAX)による操作で、事前に届出した預金口座から口座引き落としによる納付ができます。源泉所得税や個人住民税(特別徴収分)など納付の機会が多い方、ご自身で振替日を指定したい方におすすめです。

■ Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス

新潟市や加盟企業の収納機関窓口で、口座振替のお申込みがキャッシュカードでお手続きできます。

■ Web口座振替受付サービス

インターネット経由で取扱収納機関のサイトから口座振替のお申込みができます。

新潟市税、国民年金保険料の口座振替のお申込みも利用できます。取扱収納機関は当組合ホームページをご覧ください。



出資証券不発行(ペーパーレス化)について

組合員の皆様からお預かりしている出資金に対する出資証券は、令和6年3月より証券不発行とし、当組合の組合員名簿により電子的に一元管理しております。

出資残高につきましては、「事業のご報告並びに出資配当金通知書」にてお知らせいたします。また、出資金残高証明書発行も随時承っております。

お手元の出資証券につきましては、回収いたしませんので、そのまま保管いただければ結構です。万一紛失された場合でも、お届出の必要はなく、出資金ならびに組合員としての権利等に何ら影響ございません。

■リスク管理体制

当組合の各業務において発生する様々なリスクを統合的に把握し、当組合の意思決定に必要な情報を集約する組織としてALM委員会を設けリスク情報に基づく業務運営方針、リスク管理体制に関する検討を行っております。

また、リスク管理規程および管理要領に定める各種リスクに対して、リスクごとに管理部署を定め適切なリスク管理をする体制を構築しております。

【信用リスク管理】

信用リスクとは、取引先の諸事情により貸出金の元金や利息が回収できなくなるリスクをいいます。

当組合では、融資審査にあたり財務状況、資金使途、返済財源が的確に把握されているかを検証し、健全な融資態度で審査にあたっております。

貸出資産の健全性を維持するため、延滞等審議委員会において管理強化をはかると共に毎期「自己査定基準」に基づき自己査定を実施して「償却・引当計上基準」に基づき適正な償却・引当を実施しております。

【市場関連リスク管理】

市場関連リスクとは、国内外の株式市場、外国為替市場等の相場変動により、損失を被るリスクのことです。

当組合では「余裕資金運用基準」、「有価証券保有目的区分基準」、「有価証券減損処理基準」等の規程整備を行うと共に、経済情勢や金利動向の変化に対するリスクの回避と安定的な収益確保のためALM委員会を開催して資産負債の総合的な管理を図っております。

【事務リスク管理】

事務リスクとは、事務ミスや不正などの発生により利益や信用が失われるリスクをいいます。

当組合では、各本店において事務水準の向上、事務処理の適正化に努めると共に、「内部監査規程」に基づき予告なしの臨店監査を本部営業店に対して実施しております。また各本店において「自店検査実施要領」に基づき毎月店内検査を実施して、相互牽制を図り、事務事故の防止に万全を期しております。

【風評リスク管理】

風評リスクとは、金融機関の資産の健全性や収益力、成長性等金融機関の評判を形成する内容が劣化したような評判が流され、お客様の金融機関に対する安心感、親密度が損なわれるリスクをいいます。

当組合についての風評に対しては、常に注視し正確な内容の把握に努めると共に、迅速な対応が取れる体制を取っております。また、そのような風評が出ないようにするために積極的に情報開示(ディスクロース)を行い、皆様に信頼される信用組合となるよう努めております。

【システムリスク管理】

システムリスクとは、コンピューター・システムの停止・誤作動、システムの不備、不正使用などにより業務の遂行及びお客様へのサービス提供に支障をきたし、利益や信用が失われるリスクをいいます。

当組合は、オンラインシステムを信組情報サービス(株)に委託しており、同社はシステムの二重化や障害訓練の実施等によりコンピューター・システムの安定的な稼働に万全を期しております。

■法令遵守(コンプライアンス)体制

法令遵守・諸規程及び指示事項の遵守・不祥事件の未然防止・自店検査の強化・苦情処理体制の強化を徹底して実行するため組合全体のコンプライアンス・プログラムを策定しております。

また本部及び各営業店にコンプライアンス担当者を配置して各職場の指導・啓発に努めるとともに、コンプライアンス担当者会議を通じて各本店で発生した苦情等についての情報を全店で共有し、再発防止に役立てております。

■反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

■マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

1. 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
2. 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
3. 当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに新潟県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引及びお客さまにつきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただいております。

■苦情処理及び紛争解決措置の内容

【苦情処理措置】

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。

【興栄信用組合総務部】フリーダイヤル 0120-607-999

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.kouei.shinkumi.jp/>

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

【一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所】 電話：03-3286-2648

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】 電話：0570-022808

【紛争解決措置】

【新潟県弁護士会 示談あっせんセンター】 電話：025-222-5533

【東京弁護士会 紛争解決センター】 電話：03-3581-0031

【第一東京弁護士会 仲裁センター】 電話：03-3595-8588

【第二東京弁護士会 仲裁センター】 電話：03-3581-2249

紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部または、新潟県信用組合協会、しんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5

【新潟県信用組合協会】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：025-247-7433

所在地：〒950-0088 新潟県新潟市中央区万代 1-1-28

■勧誘方針

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客様の資産運用目的、知識、経験および財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品の説明を行います。
 2. 商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明いたします。
 3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
 4. 当組合は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
 5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
- ※ 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

■個人情報保護

当組合では、個人情報に係る関係法令や金融庁ガイドライン等を遵守するため個人情報保護規程を定め、お客さまからご提供いただいた個人情報の適切な保護に努めています。また、個人情報保護に関する基本方針は「個人情報保護宣言」として店頭やホームページなどで公表しています。

個人情報保護宣言

1. 個人情報の利用目的
当組合は、法令等に基づき、お客様の個人情報等を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で適正に利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。
なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。
2. 個人情報の適正な取得について
当組合では、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報等取得いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取得いたしません。
 - (1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
 - (2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
 - (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報
3. 個人データの第三者提供
当組合は、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。また、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。
ただし、当組合は、外国の法令等の要請により、外国の税務当局等に個人データを提供する場合があります。当組合は、お客様に当該機関の名称及び所在国、その他の法令等により必要とされる事項に関する情報提供を行ったうえで、同意を得るものとします。
4. 個人データの委託
当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。
 - (1) お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
 - (2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合
5. 個人データの共同利用
当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。
6. 個人情報等の安全管理措置に関する方針
当組合では、取扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。
また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。
当組合における個人データの安全管理措置に関しては、当組合の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。
 - (1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記8.のご質問・相談・苦情窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けることとしています。
 - (2) 取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について策定しています。
 - (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署による監査を実施しています。
 - (4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。また、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。
 - (5) 個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
 - (6) アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。
7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求
 - (1) 開示のご請求
 - (2) 訂正等のご請求
 - (3) 利用停止等のご請求
 - (4) ダイレクトメール等の中止
8. ご質問・相談・苦情窓口
当組合では、お客様からのご質問等に適切に取組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、当組合の窓口にお申出ください。

■組合員一人一人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。

総代会とは？

信用組合は、組合員同士の「相互信頼」と「互惠」の精神を基本理念に、組合員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。その意見は、出資口数に関係なく一人一票の議決権として総会を通じて信用組合の経営に反映することとなります。しかし、当組合では、組合員数が多いことから組合員全員による総会の開催は現実的ではありません。そこで当組合では組合員の総意を代表する総代を地区ごとに選考し、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算事項の承認、定款変更、役員(理事、監事)選任等の経営の重要事項を決議する当組合の最高意思決定機関です。したがって総会に代わる総代会は、総会同様に組合員一人一人の意見が経営に反映されるよう、組合員の中から定款の規定に従い適正な手続を経て選任された総代の方たちより運営されております。

総代会とその選任方法

総代の任期・定数

- ・ 総代の任期は3年です。
- ・ 総代の定数は、100人以上105人以下と定款に規定され、総代選挙規定により地区別定数を定めております。

総代の選任方法

- ・ 組合員の中から、組合員5名以上の推薦を受けた立候補者を受付、地区毎に選挙会を開催し選出致します。
- ・ 総代の選出については、当組合内部規定に基づき行なっております。

総代会の議事内容

令和8年6月23日に第71期通常総代会を当組合本店で開催し、下記の報告事項および議決事項が付議され、それぞれ承認可決されました。

- ・ 報告事項 第70期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）事業報告の件
- ・ 議決事項
 - 第1号議案 第70期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）計算書類承認の件
 - 第2号議案 第70期剰余金処分案承認の件
 - 第3号議案 第71期事業計画および収支予算案承認の件
 - 第4号議案 理事および監事の役員報酬総額決定の件
 - 第5号議案 新潟県信用組合との合併契約書及び合併契約書附帯覚書承認の件
 - 第6号議案 定款の一部変更の件
 - 第7号議案 任期満了に伴う理事改選の件
 - 第8号議案 合併に伴う役員退職慰労金支給に関する件

総代会において、理事の任期満了による改選で下記のとおり決定されました。

(再任) 理事	清水 一男	(再任) 理事	若杉 潤一
(再任) 理事	太田 則天	(再任) 理事	酒井 英樹
(再任) 理事	濱倉 太門	(再任) 理事	長谷川 和哉
(再任) 理事	青柳 晴樹		



総代選挙規程

(目 的)

第1条 当組合の総代選挙は、定款の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(選 挙)

第2条 総代は、選挙区毎にその選挙区に所属する組合員のうちから選挙する。

2. 総代の選挙は、連記式無記名投票によって行う。

3. 総代の選挙は、任期満了の日の前30日以内に行う。

(選挙権及び被選挙権)

第3条 選挙権及び被選挙権を有する組合員は、第7条第4項に定める日において組合員名簿に登録されている者とする。
2. 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。
(1) 成年被後見人又は被保佐人
(2) 破産者及び復権のできない者
(3) 禁錮以上の刑に処せられてその執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(選挙区及び選挙区毎の選挙すべき総代の数)

第4条 選挙区及び総代の定数は、定款で定める範囲内において理事会で定める。

(公告方法)

第5条 公告は、当組合の事務所の店頭に掲示して行う。

(選挙の公告と周知)

第6条 選挙長は、選挙期日の30日前までに、以下の事項について公告するとともに、選挙人名簿の確定後直ちにその選挙区の組合員に周知を図るものとする。

(1) 選挙区及び選挙区毎の選挙すべき総代の数

(2) 候補者の届出の受付期間及び受付方法

(3) 選挙期日

(4) 投票の開始及び終了の時間

(5) 投票すべき場所

(6) 選挙人名簿の閲覧期間・閲覧時間・場所

(7) 選挙長、地区選挙管理人(以下「選挙管理人」という。)及び地区選挙立会人(以下「選挙立会人」という。)の氏名

(8) その他当組合が必要と認めた事項

2. 選挙長が必要と認めるときは、選挙区毎に選挙期日を異にすることができる。

3. 選挙長は、やむを得ない事由があるとき、第1項各号に定める事項を変更することができる。

この場合においては、その旨を速やかに公告する。

(選挙人名簿)

第7条 選挙人名簿は、選挙長があらかじめ選挙区毎に作成する。

2. 選挙長は第6条第1項の公告から立候補の締切日まで選挙人名簿を組合員の閲覧に供するものとする。

3. 選挙人名簿に登録されていない組合員は、選挙人名簿の確定の時まで、選挙長に対して、選挙人名簿への登録を求めることができる。ただし、選挙長は、正当な理由がある場合は、当該組合員につき、選挙人名簿の確定後であっても、選挙人名簿への登録を拒否することができる。

4. 前項の選挙人名簿は、選挙期日の前々月の末日に確定する。

5. 選挙人名簿が確定した後は、総代の選挙が終了するまで持分の譲渡の承諾を停止する。

(候補者の届出)

第8条 総代選挙の立候補は、その選挙会の20日前までに所属する選挙区の他の組合員5名以上の推薦書を添えた当組合所定の届け出書を選挙長に提出するものとする。なお締切日が休業日の場合は前営業日とする。

2. 選挙人名簿に登録された組合員が他の組合員を総代の候補者にしようとするときは、本人の承諾を経て、所属する選挙区の組合員5名以上の推薦書を添えた当組合所定の届け出書を選挙長に提出するものとする。なお締切日が休業日の場合は前営業日とする。

3. 前二項により届けられた者を候補者とする。

(候補者の公告)

第9条 選挙長は、選挙期日の15日前までに、次の事項を速やかに公告する。

(1) 理事会の定めた選挙期日及び場所

(2) 理事会の定めた選挙すべき総代の選挙区及び総代の数

(3) 候補者の属性(氏名・年齢・性別等)

(4) その他必要と認める事項

2. 前項の公告後やむを得ない事由によりその公告事項に変更が生じたときは、選挙長はその旨を公告する。

(選挙長)

第10条 選挙長には、理事長が就任して選挙に関する事務を統括する。

(選挙管理人)

第11条 選挙長は、選挙区毎に選挙管理人を置く。

2. 選挙長は、選挙区毎に組合員のうちから1人に選挙管理人を委嘱する。被委嘱者からはその承諾書を徴求する。

3. 選挙管理人は、候補者になることはできない。

4. 選挙管理人は、選挙に関する事務を管理する。

(選挙立会人)

第12条 選挙長は、選挙区毎にその組合員のうちから選挙立会人を委嘱する。被委嘱者からはその承諾書を徴求する。

2. 選挙立会人は、候補者になることはできない。

3. 選挙立会人は、投票及び開票に立会う。

(選挙補助者の指名)

第13条 選挙管理人は職員より若干名の選挙補助者を指名することができる。

(投票用紙)

第14条 投票用紙及び書面による投票用の封筒の様式は、選挙長が定める。

2. 選挙長は、必要があると認めるときは、あらかじめ候補者の氏名を記載した投票用紙の様式を定めることができる。

(投票)

第15条 組合員は、所定の投票用紙にその選挙区において選挙すべき総代の数に至るまで投票しようとする者の氏名を候補者のうちから自書して、これを投票箱に投入する。

2. 前条第2項に定める投票用紙を用いる場合は、組合員は投票しようとする候補者の氏名の上に○印をつけて、これを投票箱に投入する。

(不在投票)

第16条 組合員が、疾病、負傷その他やむを得ない事由により選挙の当日自ら投票を行うことができないときは、第17条の規定に従って、書面をもって、投票を行うことができる。

(書面による投票の方法)

第17条 組合員が、書面により投票を行おうとするときは、選挙期日の前日午後4時までに、選挙長に対して、書面により投票を行う旨を申し出て、投票用紙及びその封筒の交付を請求する。

2. 選挙長は前項の請求が正当なものと認めるときは、投票用紙及びその封筒を直ちに交付しなければならない。

3. 前項の規定により、投票用紙及びその封筒の交付を受けた組合員は、候補者のうち投票用紙に投票しようとする者の氏名を自書し、又候補者の氏名の上に○印を記したうえ、これをその封筒に入れて封をし、第1項に定める日時までに選挙長に提出するものとする。

(代理人による投票の方法)

第18条 代理人による投票は行うことができないものとする。

(代筆による対応)

第19条 身体上の故障又は文言により、候補者の氏名を記載することができない組合員は、選挙管理人に対してその旨を申請し、次の各号を全て満たす方法により、委任状なくして、投票をすることができる。

(1) 上記の申請を受けた選挙管理人は、投票立会人の意見を聴いて、当該組合員の投票を補助すべき者(以下「投票補助者」という)2名を定める。

(2) 投票場所において、投票補助者のうち1名が、投票用紙に当該組合員が指示する候補者の氏名を記載し、他の1人がこれに立ち会う。

(3) 第2号に基づき、当該組合員が指示する候補者の氏名を記載した投票用紙をもって投票を行う。

(投票の拒否)

第20条 選挙管理人が正当なる事由により投票を拒否しようとする場合は、選挙立会人の意見を聴いて、これを行う。

(投票の終了)

第21条 選挙管理人は、投票が終了したと認めるときは、選挙立会人の意見を聴いて投票終了の旨を宣言しなければならない。

2. 選挙管理人は、投票の終了宣言後は投票を行わせてはならない。

(開票)

第22条 選挙管理人は、投票終了後すみやかに開票を宣言し、開票は選挙立会人の立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検して行う。

(投票の効力)

第23条 投票の効力について疑義が生じた場合は、選挙管理人が選挙立会人の意見を聴いて、これを決定する。

(投票の無効)

第24条 次の掲げる投票は、これを無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 候補者の氏名のほかに他事を記載したもの、又は候補者の氏名の上に○印をつけて行う場合に○印以外の事項を記載したもの

(3) 選挙すべき総代の定数を超えて候補者の氏名を記載したもの、又は候補者の氏名の上に○印をつけて行う場合に選挙すべき総代の数を超えて○印をつけたもの

(4) 投票した候補者の氏名が確認できないもの

(5) 書面をもって投票する場合に所定の日時までに到着しなかったもの

(6) 白紙で投票したもの

(当選人)

第25条 当選人は、有効得票数の多いものから順次その選挙区の選挙すべき総代の数に至るまでの者とする。

2. 当選人を決定するに当り得票数が同じであるときは、選挙管理人は抽籤で当選人を決定する。

(無投票当選)

第26条 候補者の数がその選挙区において選挙すべき総代の数を超えないときは、その候補者をもって当選人とし、投票を行わないことができる。

2. 前項の規定により投票を行わなくなったときは、選挙長はその旨を公告する。

(当選人の発表・報告等)

第27条 当選人が決定したときは、選挙管理人は、速やかに、その結果を選挙長に報告しなければならない。

2. 選挙長は、当選人に対して、当選の通知を行うとともに、当選内容についてその選挙区の組合員に周知を図るものとする。

(就任)

第28条 当選人が、第27条第2項に基づく通知を受け、総代への就任を承諾する場合には、就任承諾書を選挙長に提出するものとする。

2. 当選人が、第1項に基づく通知を受けてから、5日以内に文書をもって当選を辞する旨の届出がないときは、当選人はその当選を承諾したものとみなす。

3. 前二項に基づき、当選人が、総代への就任を承諾した場合においては、当該当選人は、前任者の任期満了の翌日に総代に就任するものとする。ただし、第32条に基づく補欠の選挙における当選人は、就任を承諾した日に総代に就任するものとする。

(当選人の繰上補充)

第29条 第28条第2項の期間内に当選人が当選を辞退したときは、選挙管理人は選挙長の指示により、次点者をもって逐次当選人とする。

2. 前項の場合には、前条の規定を準用する。

(総代選挙録)

第30条 選挙管理人は、総代選挙録(以下「選挙録」という)を作成しなければならない。

2. 選挙録には、選挙の経過及び結果を記載し、選挙管理人及び選挙立会人がこれに署名又は記名捺印して、投票用紙その他の関係書類とともに選挙長に提出しなければならない。

3. 選挙長は、選挙録及びその関係書類を少なくとも総代の任期前保存しなければならない。

(補充の選挙)

第31条 候補者の届出数がその選挙区において選挙すべき総代の数に満たないときは、届出た候補者をもって当選人と定め、不足数については遅滞なく補充の選挙を行わなければならない。当選人の数がその選挙区において選挙すべき総代の数に不足し、又は不足することになったときは、不足数についても同様とする。

(補充の選挙)

第32条 総代の数に不足を生じたときは、組合は遅滞なく補充選挙を行う。

2. 補充の選挙は選挙された総代の数に欠員の生じた選挙区において行う。

(細則)

第33条 総代選挙に関する細則並びに法令、定款及びこの規程に定めがない事項の取扱いは理事会が決定する。

(敬称略 地区別五十音順)

本店地区（定数55名）	青池 寿一②	赤川 浩之⑤	朝倉 裕治⑧	飯塚 和憲⑧	石栗 隆雄①
	伊藤 尚⑤	伊藤 英希①	伊藤 勝⑤	岩崎 久弥③	太田 一昌③
	岡 優史⑥	岡澤 喜義⑤	岡本 健◎	黒澤 直樹①	幸田 泰隆④
	古島 正幸⑩	小竹 正⑥	児玉 一好⑨	児玉 季之②	小林 清則⑤
	小林 正幸⑤	小林 喜輝③	古俣 明宏②	古俣 昭禎⑦	古俣 厚史⑥
	古俣 金由◎	古俣 伸一⑦	古俣 侃◎	清水 智彦①	清水 陽吉◎
大野支店地区（定数16名）	杉山 英弘②	鈴木 卓郎⑤	高井 悦成②	瀧澤 鉄男⑦	田中 一⑤
	玉木 晴夫③	土橋 賢一②	中野 輝男⑤	中野 政一②	中野 政弘③
	中村 裕◎	濱倉 太門◎	廣澤 裕③	藤田 智④	古井 文雄◎
	保坂 芳喜②	堀井 武久◎	松澤 哲三⑥	山川 秀雄◎	山下 敬⑥
	横山 榮一⑥	吉倉 正明⑦	渡辺 和博④	渡邊 祥一◎	渡邊 二三夫⑤
	五十嵐 鉄夫②	石川 弘④	海老名 秀貴③	大野 正博⑧	金子 祐市②
赤塚支店地区（定数16名）	柄沢 正彦◎	小林 初男③	小山 佳子①	坂井 淳子①	佐藤 新④
	佐藤 文則④	長谷川 和哉⑤	半内 修②	松井 弘光⑥	宗村 功③
	山田 忠◎				
	青柳 晴樹④	朝妻 勝人⑤	安沢 達也②	石黒 弘憲②	小竹 一夫⑥
	小林 進一②	斎藤 昭弘⑧	斉藤 陽一②	中野 孝男②	中原 英雄⑥
	林 浩則⑦	原田 秀一④	山川 高明⑤	山本 昌範①	涌井 雄允③
寺尾支店地区（定数9名）	涌井 秀栄②				
	五十嵐 健市⑥	五十嵐 毅⑧	伊藤 重幸②	猪爪 軍彦◎	碓井 堅二①
	坪谷 義則④	中野 達也①	南波 健⑥	渡辺 孝孝⑩	
酒屋支店地区（定数9名）	飯野 正浩④	石田 勇雄⑦	小野 正博⑦	児玉 政昭④	斎藤 雅則④
	澤口 勝一⑤	友坂 弘之⑥	戸松 登志和②	山賀 秀昭③	
合計(定数105名)	〔総代の属性別構成比〕 職業別：個人8.5%、個人事業主40.9%、法人役員50.4% 年代別：40代以下4.7%、50代24.7%、60代32.3%、70代28.5%、80代以上9.5% 業種別：製造業5.7%、農業2.8%、建設業31.4%、卸売業・小売業26.6%、不動産業2.8%、飲食業6.6%、その他サービス業15.2% ※業種別は法人役員、個人事業主に限る。				

(注1)氏名の後に就任回数を記載しております。

令和8年6月23日現在(105名)

(注2)就任回数が10回を超えている場合は◎で表示しております。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

当組合は新潟市・燕市(旧燕市を除く)・西蒲原郡を営業区域とし地元の中小・小規模事業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展して行くという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

お客さまの顔が見えるキメ細かな取引を基本としており、常にお客さまの事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し地域社会と文化の向上に積極的に取り組んでおります。令和7年度の取組み実績を以下の通り取りまとめましたのでお知らせ致します。

1. ライフスタイルに応じた取引先企業の支援強化

① 経営改善支援等の取組み実績

お取引先企業の経営改善支援等のために店舗長、融資担当役席者がお取引先企業に定期的に訪問し、経営改善計画策定のサポートと、経営改善計画実現に向けたサポートを行ってまいりました。また、経営改善支援の取組み先に限らず、お取引先企業の依頼がある場合は、より専門性の高いアドバイスを行うため、外部専門機関を活用し、中小企業診断士等による経営改善計画策定を行うと共に、策定後は改善計画のモニタリングと共にアドバイス等のコンサルティングに努めております。

(単位:先数、%)

期初債務者数 A	うち経営改善支援取組み先数 α				経営改善 支援取組み率 α/A	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α
	α のうち期末に債務 者区分がランク アップした先数 β	α のうち期末に債務 者区分が変化しな かった先数 γ	α のうち再生計画を 策定した先数 δ				
93	6	0	6	5	6.5%	0.0%	83.3%

(注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

2. 期初債務者数は令和7年4月当初の債務者数です。

3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

4. 「 α (アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β (ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α には含みますが β には含んでおりません。

5. 「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先 γ (ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初から変化しなかった先です。

6. 「 α のうち再生計画を策定した先数 δ (デルタ)」は、 α のうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。

7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

② 担保・保証に過度に依存しない融資への取組み

- 財務制限条項を活用した商品による融資実績…令和7年度中の取扱いはありませんでした。
- 動産・債権譲渡担保融資の実績…令和7年度中の取扱いはありませんでした。
- ノン・リコースローンの実績…令和7年度中の取扱いはありませんでした。
- 財務諸表が相対的に高い中小企業に対する融資商品による融資…令和7年度中の取扱いはありませんでした。

③外部支援機関の中小企業支援策活用取組み

当組合は、取引先に対し新潟県よろず支援拠点（にいがた産業創造機構）や新潟県中小企業活性化協議会、新潟県事業承継・引継ぎ支援センター等の外部支援機関の紹介、連携によるサポートを行っております。また、各種補助金事業の紹介等も行っております。

2.地域活性化につながる多様なサービスの提供

- 相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織金融機関としての務めを果たすため、固定金利選択型住宅ローンの優遇金利条件に地域活性化につなげるための一助として下記の2項目を取り入れております。
- 地元商工会会員業者を利用して住宅を取得する場合、基準金利から▲0.1%
- 当組合のお取引先企業にお勤めの従業員の方、基準金利から▲0.1%
- 地域の事業者の方々に低利資金の提供を行うためリレーションシップバンキングの取組時から期間限定で取扱いしている固定金利型特別融資を令和7年度は通年で取扱いを行い、28件98百万円の実行を行いました。
- 経営課題を抱えているものの事業意欲のある事業者の方々の資金繰りの円滑化に資するため、借換資金も可能とする特別融資「こうえい金融円滑化資金」を平成26年6月から取扱い通算で30件110百万円の新規実行を行っております。

3.「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧に説明し、お客様にご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

1.お客さまとの保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額を含め総合的な検討を行います。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2.万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3.お客さまから保証契約の変更・解除のお申し出があった場合は、主に上記1.①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

【「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組み状況】

	令和6年度	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	101件	75件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	54.30%	46.87%
保証契約を解除した件数	0件	0件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限定)	0件	0件

■文化的・社会的貢献活動

当組合は、「地域のもの」「地域を大切に、そして奉仕する」「地域とともに発展する」を経営理念としております。主なる貢献活動として、下記のとおり実施しております。

(1) 社会福祉事業への協力

平成9年度より、地元の社会福祉事業に役立てていただくため、新潟市社会福祉協議会に対しまして寄贈を継続しております。また、令和5年度より、「チャリティーゴルフコンペ」の開催時に協力された募金を新潟市社会福祉協議会へ寄贈しております。

(2) しんくみピーターバン募金

新潟県信用組合協会、オリエン트コーポレーションと県内の信用組合が協力して、クレジットカード「しんくみピーターバンカード」の利用代金の一部を、難病や障がいを持つ子供と家族の支援や、子供と家族の健全育成のための社会福祉事業の充実を目的に「しんくみピーターバン募金」活動をしております。

(3) 献血活動

毎年9月の「しんくみの日」週間にあわせて、役職員による献血活動を継続実施しています。



興栄信用組合

役職員数 : 33人
店舗数 : 5店舗

預金積金・出資金

※地域に貢献する〈こうえい〉の状況

当組合は地元の中小零細企業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展して行くという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織金融機関です。

一人一人の顔が見えるキメ細かな取引を基本としており、常に顧客の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し地域社会と文化の向上に取組んでおります。

預金を通じた地域貢献

当組合は、地域のお客様からお預かりした預金積金は、地域の中小零細企業者・一般消費者の皆様への融資としての運用のほか預け金や有価証券による運用を行っています。

(1) 当組合の預金・積金状況

(単位:百万円)

	預金・積金区分	令和7年3月	令和8年3月
科目別残高	流動性計	8,837	9,046
	定期預金	15,125	14,362
	定期積金	958	855
	合計	24,921	24,264
人格別残高	個人	18,398	18,046
	個人事業者	3,366	3,322
	法人	3,157	2,896
	合計	24,921	24,264

(2) 特別金利定期預金の状況

当組合では、期間限定で特別金利を付した定期預金の取扱をしています。

(単位:百万円)

特別金利定期	令和7年3月	令和8年3月
	1,899	828

融資を通じた地域貢献

当組合は、地域のお客様からお預かりした預金積金を、地域経済の活性化のため、お客様の様々な要望にお応えし、円滑な資金供給を通じてお客様が地域社会に還元しています。
令和7年度の預貸率は41.42%です。

(1)当組合の貸出状況

【貸出金状況】

(単位:百万円)

科目別残高	融資区分	令和7年3月	令和8年3月
	割引手形	13	9
	手形貸付	689	702
	証書貸付	9,141	8,907
	当座貸越	429	433
	合 計	10,273	10,052
人 格 別	個 人	2,103	2,056
	個人事業者	3,685	3,480
	法 人	4,484	4,515
	合 計	10,273	10,052

(2)制度融資の取扱状況

当組合は、新潟県や新潟市の中小企業向け制度融資の取扱窓口に指定されご利用を頂いております。

【制度融資状況】

(単位:百万円)

	融資区分	件 数	残 高
新潟市	新潟市一般融資他	184	221
新潟県	事業再生資金他	1,347	1,156
合 計		1,532	1,378

(3)特別融資「あーよかった」の概要と実績

当組合では、中小零細企業者への経営安定と地域の資金ニーズにお応えするため、次のような融資要件の特別融資「あーよかった」を発売し好評を頂いております。

※ 融資金額 : 100千円以上30,000千円以内

※ 融資期間 : 1年以上10年以内

【特別融資状況】

(単位:百万円)

	商品名	件 数	残 高
証書貸付	あーよかった	103	232

ご融資・支援サービス

お客様 組合員



組合員数 : 8,701人
出 資 金 : 177百万円

地域サービスの充実

ATMの設置状況

全店舗全てにATM(自動預金・払出機)を設置しております。なお、サービス内容は下記によるご利用ができます。

	稼働日		稼働時間			
	平日	土日 祝日	平日 自	平日 至	土日 祝日 自	土日 祝日 至
本 店	○	○	AM 8:00	PM 8:00	AM 9:00	PM 5:00
大野支店	○	×	AM 8:45	PM 5:30	—	—
赤塚支店	○	○	AM 8:00	PM 8:00	AM 9:00	PM 5:00
寺尾支店	○	×	AM 8:45	PM 5:30	—	—
酒屋支店	○	×	AM 8:45	PM 5:30	—	—

全国信組ネット状況

全国の信用組合が提携して、現金自動預払機(CD・ATM)の利用手数料を無料化したしております。

当組合は、このネット網「しんくみお得ねっと」サービスに参加しておりますので、「こうえい」のキャッシュカードは全国のどこでもお得で便利にお使い頂けます。

セブン銀行とのATM利用提携を行い、全国のセブンイレブン・イトーヨーカドーにあるセブン銀行ATM(ATMが設置されていない地域・店舗もございます。)で、当組合のキャッシュカードでのご入金、ご出金、残高照会にご利用いただけます。平日8:45~18:00土曜日9:00~14:00は手数料が無料となります。それ以外の場合および祝日のご利用は110円の手数料がかかります。

■キャッシュカードお取扱上のご注意

最近、偽造・盗難キャッシュカードにより預金不正に引き出される被害が増えています。被害を未然に防ぐため、キャッシュカードや暗証番号の管理には十分ご注意ください。偽造キャッシュカードを用いて預金不正に引き出された被害の6割弱のケースで類推されやすい暗証番号を使用していたという調査結果もあります。

キャッシュカードをご利用のお客様で類推されやすい暗証番号を使用されているお客様はすみやかに暗証番号を変更してください。

※類推されやすい暗証番号

例)生年月日、自宅の電話番号・番地、勤務先の電話番号・番地、自動車等のナンバー等。

暗証番号の変更手続

本支店の窓口にご相談ください。またATMで簡単にキャッシュカードの暗証番号の変更手続ができますのでご利用ください。

キャッシュカード紛失・盗難時の緊急連絡

万一、暗証番号を他人に知られたり、キャッシュカードが盗難・紛失にあった場合には下記緊急連絡先までご連絡ください。またキャッシュカードの盗難・偽造被害に遭われた際には、最寄りの警察にも届出てください。

キャッシュカード紛失・盗難時の緊急連絡先

受付曜日	受付時間帯	連絡先電話番号	連絡先名称
平日	0:00~8:45	047-498-0151	信組ATMセンター
		025-262-3331	本店
		025-377-2443	大野支店
		025-239-2145	赤塚支店
		025-268-3631	寺尾支店
		025-280-2570	酒屋支店
土曜・日曜・祝日	17:00~24:00	047-498-0151	信組ATMセンター
	0:00~24:00	047-498-0151	信組ATMセンター

営業店後援会行事

各店舗毎に後援会会員参加による行事を実施しております。令和7年度は親睦旅行・ゴルフ大会・納涼会等を実施しました。

〈後援会の活動状況〉

名 称	会員数	主な活動状況
本 店 信 友 会	101人	本店信友会親睦旅行 (R7.5.20~5.21 伊香保温泉「ホテル小暮」) 本店信友会・寺尾支店興友会 合同ゴルフ大会 (R7.6.25 新潟ゴルフ倶楽部) 本店信友会 納涼会 (R7.8.1 割烹 松のや)
大野支店大信会	54人	大野支店大信会 納涼会 (R7.9.19 割烹 山六) 大野支店大信会 忘年会 (R7.11.20 割烹 勇吉)
赤塚支店信友会	83人	赤塚支店信友会 日帰り旅行 (R7.5.15 御神楽温泉 プナの宿「小会瀬」) 赤塚支店信友会・白鳥クラブ合同ゴルフ大会 (R7.6.10 新潟ゴルフ倶楽部) 赤塚支店信友会 納涼会 (R7.9.5 新潟グランドホテル ビアガーデン)
寺尾支店興友会	37人	本店信友会・寺尾支店興友会 合同ゴルフ大会 (R7.6.25 新潟ゴルフ倶楽部) 寺尾支店興友会 親睦研修会 (R7.7.23 りゅーとぴあ(音楽鑑賞)白山会館(食事会))
酒屋支店信友会	36人	酒屋支店信友会 忘年会 (R7.12.5 魚鶴)

「しんくみの日」週間

9月の「しんくみの日」において、「各店舗周辺の清掃活動」並びにご来店のお客様へ「花の種プレゼント」を実施致しました。

第26回チャリティゴルフ大会開催

令和7年9月17日(水)新潟カントリー倶楽部にて51名のご参加を頂き開催しました。参加された皆様からのチャリティ募金(53,232円)を新潟市社会福祉協議会へ贈呈致しました。

内野まつりに参加

令和7年9月12日(金)に行われました内野祭り大民謡流しに役職員が参加致しました。

社会福祉協議会への寄付金贈呈

令和7年9月26日(金)社会福祉事業に役立てていただく為、新潟市社会福祉協議会に20万円寄付金を贈呈致しました。

しんくみピーターパン募金

「しんくみピーターパン募金」活動として、当組合営業区域内の新潟市江南区「社会福祉法人同朋福祉協会」に対し贈呈致しました。

経理・経営内容	18
貸借対照表	18
損益計算書	20
剰余金処分計算書	21
報酬体系について	21
業務粗利益及び業務純益等	22
資金運用勘定、調達勘定の平均残高等	22
総資産経常利益率、総資産当期純利益率	22
総資金利鞘等	22
預貸率および預証率	23
受取利息および支払利息の増減	23
1店舗当りの預金および貸出金残高	23
常勤役職員1人当りの預金および貸出金残高	23
役務取引の状況	23
その他業務収益・費用の内訳	24
経費の内訳	24
自己資本の構成に関する事項	25
自己資本比率の推移	25
定量的な開示事項	26
自己資本の充実度に関する事項	26
信用リスクに関する事項	27
信用リスク削減手法が	30
適用されたエクスポージャー	
派生商品取引及び長期決済期間取引の	30
取引相手のリスクに関する事項	
証券化エクスポージャーに関する事項	30
出資等又は株式等	30
エクスポージャーに関する事項	
リスク・ウエイトのみなし計算が適用	30
されるエクスポージャーに関する事項	
金利リスクに関する事項	31
預金関係	31
預金種目別平均残高	31
財形貯蓄残高	31
定期預金種類別残高	31
預金者別預金残高	31
貸出金関係	32
貸出金種類別平均残高	32
貸出金使途別残高	32
貸出金金利区分別残高	32
個人ローン・住宅ローン残高	32
担保種類別の貸出金残高・債務保証見返額	32
貸出金業種別残高・構成比	33
協金法開示債権及び金融再生法	33
開示債権の保全・引当状況	
金融再生法開示債権とリスク管理債権の比較	34
貸倒引当金の内訳	34
貸出金償却額	34
有価証券関係	35
有価証券種類別平均残高	35
公共債引受額	35
有価証券、金銭の信託等の取得価格	35
または契約価格、時価及び評価損益	
有価証券の種類別残存期間別残高	35
満期保有目的の債券	36
その他有価証券	36
時価評価されていない有価証券の	
主要内容及び貸借対照表計上額	36
金銭の信託	36
その他の業務	37
代理貸付残高の内訳	37
内国為替取扱実績	37
主な手数料一覧	37
主要な事業の内容	38
預金業務	38
ご融資／個人向け融資	39
ご融資／事業者向け融資	39
各種サービスのご案内	40
代理業務	40
開示項目一覧	41

貸借対照表

(単位:千円)

資 産	令和6年度	令和7年度
(資 産 の 部)		
現 金	364,789	381,844
預 け 金	8,491,830	8,237,525
有 価 証 券	6,990,877	7,257,465
国 債	－	165,550
地 方 債	244,555	493,828
社 債	2,820,141	3,044,866
株 式	189,747	175,820
そ の 他 の 証 券	3,736,433	3,377,400
貸 出 金	10,273,411	10,052,268
割 引 手 形	13,273	9,119
手 形 貸 付	689,401	702,206
証 書 貸 付	9,141,009	8,907,466
当 座 貸 越	429,726	433,475
そ の 他 資 産	279,956	271,700
未 決 済 為 替 貸	4,887	3,820
全 信 組 連 出 資 金	160,700	160,700
未 収 収 益	44,955	48,464
そ の 他 の 資 産	69,413	58,716
有 形 固 定 資 産	200,264	253,311
建 物	82,087	117,126
土 地	102,138	102,138
リ ー ス 資 産	－	19,166
その他の有形固定資産	16,038	14,880
無 形 固 定 資 産	1,031	1,031
その他の無形固定資産	1,031	1,031
繰 延 税 金 資 産	6,323	－
債 務 保 証 見 返	21,352	18,688
貸 倒 引 当 金	▲ 79,068	▲ 64,545
(うち個別貸倒引当金)	(▲ 71,971)	(▲ 55,302)
合 計	26,550,770	26,409,290

負債及び組員勘定	令和6年度	令和7年度
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	24,921,491	24,264,989
当 座 預 金	79,879	61,725
普 通 預 金	8,676,083	8,904,881
貯 蓄 預 金	6	0
通 知 預 金	16,501	31,502
定 期 預 金	15,125,506	14,362,922
定 期 積 金	958,307	855,559
そ の 他 の 預 金	65,205	48,397
借 用 金	－	400,000
当 座 借 越	－	400,000
そ の 他 負 債	29,772	164,028
未 決 済 為 替 借	2,831	2,705
未 払 費 用	9,883	25,883
給 付 補 て ん 備 金	933	1,291
未 払 法 人 税 等	450	450
前 受 収 益	4,911	5,120
払 戻 未 済 金	767	1,839
リ ー ス 債 務	－	19,166
資 産 除 去 債 務	8,033	105,352
そ の 他 の 負 債	1,962	2,218
賞 与 引 当 金	6,182	6,015
退 職 給 付 引 当 金	19,496	20,748
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	24,800	26,950
偶 発 損 失 引 当 金	31,320	36,707
繰 延 税 金 負 債	－	2,855
債 務 保 証	21,352	18,688
負 債 の 部 合 計	25,054,415	24,940,983
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	177,597	177,759
普 通 出 資 金	177,597	177,759
利 益 剰 余 金	1,713,030	1,654,763
利 益 準 備 金	177,536	177,597
そ の 他 利 益 剰 余 金	1,535,494	1,477,166
特 別 積 立 金	1,110,000	1,110,000
当 期 未 処 分 剰 余 金	425,494	367,166
組 合 員 勘 定 合 計	1,890,627	1,832,522
その他有価証券評価差額金	▲ 394,272	▲ 364,214
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	▲ 394,272	▲ 364,214
純 資 産 の 部 合 計	1,496,354	1,468,307
合 計	26,550,770	26,409,290

注 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～50年 その他 3年～20年

5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法を採用しております。

6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権、それと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）及び現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）の債権については、以下のなお書さに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類、1年間又は一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した平均値に基づき損失率に基づいて計上しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、当該部署から独立した部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 332 百万円であります。

8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）

年金資産の額 243,135 百万円

年金財政計算上の数理債務の額 207,181 百万円

差引額 35,953 百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日）0.166%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額的主要要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高8,850百万円および財政上の剰余金4,404百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間7年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金2百万円を費用処理しています。なお、特別掛金はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じてその算定される上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。

また、当組合は確定拠出型の制度として中小企業退職金共済金制度に加入しており、掛金1百万円を費用処理しております。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

12. 顧客との契約から生じる収益の計上時期は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点としております。また顧客との契約から生じる収益の計上額は、財又はサービスと交換に受け取ると思込まれる金額で算出しております。

13. 会計上の見積りより当該事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 64 百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計指針として7.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出金の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出金の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出金の業績悪化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸出引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

14. 誤謬の訂正

当該年度において、「大気汚染防止法の一部を改正する法律」（令和2年6月5日）公布に伴い、過年度に計上すべき資産除去債務の金額に誤謬があることが判明したことから誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当該事業年度期首の利益剰余金に反映しております。この結果、当期未処分剰余金が61百万円減少しております。

15. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行なっております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、貸出業務取扱規程及び信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、定期的に又は必要に応じて、経営陣による審査常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の情報の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(1) 金利リスクの管理

当組合は、ALM委員会によって金利の変動リスクを管理し、今後の対応策等の協議を行っております。日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、毎月理事会に報告しております。

(2) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件毎に管理しております。

(3) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、余裕資金運用基準に従い行

われております。このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総務部に保有している株式の多くは、純投資目的及び事業推進目的で保有しているものであり、保有先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これらの情報は総務部を通じ、理事会及びＡＬＭ委員会において定期的に報告しております。

(ⅳ) 市場リスクに係る定量的情報

当組合全体の市場リスク量として用いるVaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間１２０日、信頼区間９９％、観測期間５年）を採用しております。令和８年３月３１日現在で、当組合の市場リスク量(損失額の推定値)は、全体で６２２百万円であります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ＡＬＭ委員会を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(４) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち、預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

1. 6. 金融商品の時価等に関する事項

令和８年３月３１日における貸借対照表計上額、時価及びこれらとの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。（(注２) 参照）また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金 (*1)	8,237	8,091	△ 146
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	732	633	△ 98
その他有価証券	6,490	6,490	－
(3) 貸出金 (*1)	10,052		
貸倒引当金 (*2)	△ 64		
	9,987	9,717	△ 270
金融資産計	25,447	24,931	△ 515
(1) 預金積金 (*1)	24,264	23,922	△ 342
金融負債計	24,264	23,922	△ 342

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定し、当該現在価値とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については１７．から２０．に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算定結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① ６ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表上の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。
- ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注２) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	34
全国信用協同組合連合会出資金 (*1)	160
合 計	195

(*1) 非上場株式及び全信組連出資金については企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

1. 7. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下２０まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
地 方 債	－百万円	－百万円	－百万円
社 債	－百万円	－百万円	－百万円
そ の 他	－百万円	－百万円	－百万円
小 計	－百万円	－百万円	－百万円

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
地 方 債	182 百万円	180 百万円	△ 1 百万円
社 債	199 百万円	193 百万円	△ 6 百万円
そ の 他	350 百万円	260 百万円	△ 89 百万円
小 計	732 百万円	633 百万円	△ 98 百万円
合 計	732 百万円	633 百万円	△ 98 百万円

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	140 百万円	28 百万円	112 百万円
債 券	10 百万円	9 百万円	0 百万円
国 債	－百万円	－百万円	－百万円
地方債	10 百万円	9 百万円	0 百万円
社 債	－百万円	－百万円	－百万円
そ の 他	394 百万円	334 百万円	59 百万円
外国証券	53 百万円	50 百万円	3 百万円
その他	340 百万円	284 百万円	56 百万円
小 計	545 百万円	373 百万円	172 百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	－百万円	－百万円	－百万円
債 券	3,311 百万円	3,623 百万円	△ 312 百万円
国 債	165 百万円	182 百万円	△ 16 百万円
地方債	300 百万円	337 百万円	△ 36 百万円
社 債	2,845 百万円	3,104 百万円	△ 259 百万円
そ の 他	2,632 百万円	2,857 百万円	△ 224 百万円
外国証券	1,414 百万円	1,501 百万円	△ 86 百万円
その他	1,218 百万円	1,356 百万円	△ 137 百万円
小 計	5,944 百万円	6,481 百万円	△ 537 百万円
合 計	6,490 百万円	6,854 百万円	△ 364 百万円

(注) その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理額はありません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて５０％程度以上下落した場合、時価が取得原価に比べて３０％以上５０％未満下落し過去１年間に３０％未満の下落率とならなかった場合（債券については格付がＢＢＢ相当以上のものを除く）であります。

1. 8. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

1. 9. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価格	売却益	売却損
311 百万円	44 百万円	51 百万円

2. 0. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	１年以内	１年超５年以内	５年超１０年以内	１０年超
債 券	109 百万円	903 百万円	1,177 百万円	1,513 百万円
国 債	－百万円	－百万円	82 百万円	82 百万円
地方債	11 百万円	127 百万円	284 百万円	71 百万円
社 債	98 百万円	774 百万円	810 百万円	1,359 百万円
そ の 他	－百万円	764 百万円	501 百万円	719 百万円
合 計	109 百万円	1,667 百万円	1,678 百万円	2,233 百万円

2. 1. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破綻更生債権及びこれらに準ずる債権額	1 6 6 百万円
危険債権額	4 6 1 百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	1 1 百万円
合計額	6 3 9 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 2. 手形割引は、業種別委員会実務指針 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形の額面金額は、９百万円であります。

2. 3. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、４、０３２百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが４、４６５百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の増減をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

2. 4. 有形固定資産の減価償却累計額 7 2 9 百万円

2. 5. 有形固定資産の圧縮記帳額 3 2 百万円

2. 6. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、信組サーバ及び営業車両についてリース契約により使用しています。

2. 7. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1 4 0 百万円

2. 8. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
有価証券減損損失	3 百万円
貸出金有税償却額	82 百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額	15 百万円
固定資産減損損失	10 百万円
減価償却超過額	7 百万円
資産除去債務	29 百万円
その他有価証券評価差額金	103 百万円
その他	33 百万円
繰延税金資産小計	286 百万円
評価性引当額	△ 279 百万円
繰延税金資産合計	6 百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	9 百万円
繰延税金負債合計	9 百万円
繰延税金負債の純額	2 百万円

2. 9. 為替取引等のため預け金 1, 8 2 8 百万円を担保として提供しております。

3. 0. 出資 1 口当たりの純資産額は 8, 2 6 0 円 1 0 銭です。

3. 1. 新潟縣信用組合との合併契約について

当組合は令和８年５月１９日に令和８年１月２４日を合併期日とする合併契約を新潟縣信用組合と締結しております。この契約は、令和８年６月２３日の総代会において承認を得たときに契約の効力が発生します。

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	383,203	438,297
資 金 運 用 収 益	353,103	377,070
貸 出 金 利 息	187,081	192,391
預 け 金 利 息	25,007	32,416
有価証券利息配当金	135,359	148,193
その他の受入利息	5,654	4,069
役 務 取 引 等 収 益	11,284	11,573
受 入 為 替 手 数 料	5,465	5,594
その他の役務収益	5,818	5,979
そ の 他 業 務 収 益	1,270	1,387
国債等債券売却益	—	—
その他の業務収益	1,270	1,387
そ の 他 経 常 収 益	17,546	48,266
貸倒引当金戻入益	10,659	—
償 却 債 権 取 立 益	6,725	3,794
株 式 等 売 却 益	—	44,471
その他の経常収益	161	0
経 常 費 用	348,860	429,474
資 金 調 達 費 用	13,345	41,610
預 金 利 息	12,912	40,799
給付補てん備金繰入額	433	712
借 用 金 利 息	—	97
役 務 取 引 等 費 用	14,746	15,145
支 払 為 替 手 数 料	2,178	2,138
その他の役務費用	12,568	13,007
そ の 他 業 務 費 用	15,820	51,840
国債等債券売却損	15,820	51,840
その他の業務費用	—	—
経 費	284,771	297,515
人 件 費	169,857	169,788
物 件 費	110,333	123,208
税 金	4,580	4,518
そ の 他 経 常 費 用	20,176	23,362
貸倒引当金繰入額	—	15,153
貸 出 金 償 却	—	2,772
その他の経常費用	20,176	5,436
経 常 利 益	34,343	8,823
特 別 利 益	—	—
固 定 資 産 処 分 益	—	—
特 別 損 失	0	0
固 定 資 産 処 分 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益	34,343	8,823
法人税、住民税及び事業税	450	450
法 人 税 等 調 整 額	▲ 17	▲ 412
法 人 税 等 合 計	432	37
当 期 純 利 益	33,910	8,785
繰越金(当期首残高)	391,583	420,127
誤謬の訂正による過年度遡及額	—	▲ 61,747
誤謬の訂正による過年度遡及額を反映した繰越金(当期首残高)	391,583	358,380
当 期 末 処 分 剰 余 金	425,494	367,166

(注) 1.記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2.出資1口当たりの当期純利益 49円40銭

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
当期末処分剰余金	425,494	367,166
積立金取崩額	—	—
剰余金処分額	5,366	5,442
出資に対する配当金	5,305	5,280
	(年3%の割合)	(年3%の割合)
利益準備金	61	162
特別積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	420,127	361,723

■財務諸表の適正性・有効性の確認

私は当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第70期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認しました。

令和8年6月24日
興栄信用組合

理事長 清水一男

■法定監査の状況

当組合は、協同組織による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」には該当しないため法定監査を義務付けられておりませんが、経営の健全性や透明性を高める観点から、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「山崎公認会計士事務所 公認会計士 山崎 真氏、伊藤伸介公認会計士事務所 公認会計士 伊藤 伸介氏」の監査を受けております。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」とは、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては地位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a.決定方法 b.算定方法 c.支払時期及び方法

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払報酬
対象役員に対する報酬等	26

注1. 対象役員に該当する者は理事4名です。

注2. 上記の内訳は、「基本報酬」23百万円、「退職慰労金」2百万円であります。「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であつて、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「主要な子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

注3. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注4. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職給与規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
資金運用収益	353,103	377,070
資金調達費用	13,345	41,610
資金運用収支	339,757	335,460
役務取引等収益	11,284	11,573
役務取引等費用	14,746	15,145
役務取引等収支	▲3,462	▲3,571
その他業務収益	1,270	1,387
その他業務費用	15,820	51,840
その他業務収支	▲14,549	▲50,452
業 務 粗 利 益	321,745	281,435
業務粗利益率	1.20%	1.06%
業 務 純 益	39,123	▲16,077
実質業務純益	39,123	▲13,930
コア業務純益	54,943	37,909
コア業務純益 (投資信託解約益を除く。)	54,943	37,909

- (注) 1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$
 2. 業務純益 = 業務収益 - 業務費用
 3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位:百万円、%)

科 目	年 度	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	令和6年度	26,758	353	1.31
	令和7年度	26,228	377	1.43
うち貸出金	令和6年度	10,222	187	1.83
	令和7年度	10,121	192	1.90
うち預け金	令和6年度	8,778	25	0.28
	令和7年度	8,412	32	0.38
うち有価証券	令和6年度	7,596	135	1.78
	令和7年度	7,692	148	1.92
資金調達勘定	令和6年度	25,445	13	0.05
	令和7年度	25,024	41	0.16
うち預金積金	令和6年度	25,445	13	0.05
	令和7年度	25,003	41	0.16
うち借入金	令和6年度	—	—	—
	令和7年度	20	0	0.46

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和6年度1百万円、令和7年度2百万円)を控除して表示しております。

総資産経常利益率、総資産当期純利益率

(単位:%)

区 分	令和6年度	令和7年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.12	0.03
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.12	0.03

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	令和6年度	令和7年度
資 金 運 用 利 回 (a)	1.31	1.42
資 金 調 達 原 価 率 (b)	1.16	1.34
総 資 金 利 鞘 (a - b)	0.15	0.08

(注) 資金運用利回り = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用 + 経費}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

預貸率および預証率

(単位:%)

区 分		令和6年度	令和7年度
預 貸 率	期 末	41.22	41.42
	期中平残	40.17	40.47
預 証 率	期 末	28.05	29.90
	期中平残	29.85	30.76

受取利息および支払利息の増減

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
受 取 利 息 の 増 減	▲ 5,885	5,310
支 払 利 息 の 増 減	9,286	28,167

1店舗当りの預金および貸出金残高

(単位:千円)

区 分	令和6年度	令和7年度
1 店 舗 当 り の 預 金 残 高	4,984,298	4,852,997
1 店 舗 当 り の 貸 出 金 残 高	2,054,682	2,010,453

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

常勤役職員1人当りの預金および貸出金残高

(単位:千円)

区 分	令和6年度	令和7年度
常勤役職員1人当りの預金残高	830,716	898,703
常勤役職員1人当りの貸出金残高	342,447	372,306

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
役 務 取 引 等 収 益	11,284	11,573
受 入 為 替 手 数 料	5,465	5,594
そ の 他 の 受 入 手 数 料	5,812	5,977
その他の役務取引等収益	5	1
役 務 取 引 等 費 用	14,746	15,145
支 払 為 替 手 数 料	2,178	2,138
そ の 他 の 支 払 手 数 料	512	498
その他の役務取引等費用	12,055	12,508

その他業務収益・費用の内訳

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	1,270	1,387
その他業務収益合計	1,270	1,387
国債等債券売却損	15,820	51,840
その他業務費用合計	15,820	51,840

経費の内訳

(単位:千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
人 件 費	167,707	167,638
報酬給料手当	136,024	136,145
退職給付費用	9,815	11,527
その他	21,866	19,965
物 件 費	110,333	123,208
事務費	56,432	54,931
固定資産費	24,255	23,725
事業費	6,606	7,482
人事厚生費	3,632	3,243
預金保険料	3,679	3,633
その他	15,727	30,192
税 金	4,580	4,518
経 費 合 計	282,621	295,365



新川漁港

自己資本の充実状況

I.自己資本の構成に関する事項

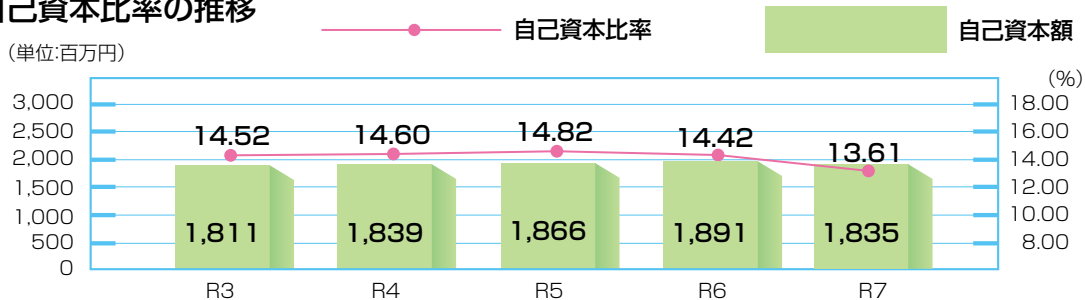
(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	1,885	1,827
うち、出資金及び資本剰余金の額	177	177
うち、利益剰余金の額	1,713	1,654
うち、外部流出予定額 (△)	5	5
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7	9
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	7	9
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,892	1,836
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0	0
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	0	0
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0	0
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	1,891	1,835
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	12,574	12,921
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケットリスク相当額の合計額を81%で除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を81%で除して得た額	542	559
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	13,116	13,480
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	14.42%	13.61%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本比率の推移

(単位:百万円)



Ⅱ.定量的な開示事項

(1)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	12,574	502	12,921	516
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	12,551	502	12,898	515
(i) ソブリン向け	7	—	17	—
(ii) 金融機関向け	2,422	96	2,249	89
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	1,968	78	2,067	82
特定貸付債権向け	—	—	—	—
(v) 中堅企業等・個人向け	1,220	48	1,084	43
トランザクター向け	—	—	45	1
(vi) 不動産関連向け	3,132	125	3,120	124
自己居住用不動産等向け	716	28	794	31
賃貸用不動産向け	2,416	96	2,326	93
事業用不動産関連向け	—	—	—	—
その他の不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
(vii) 劣後債券及びその他の資本性証券等	1,406	56	1,506	60
(viii) 延滞等向け	215	8	194	7
(ix) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	40	1	39	1
(x) 株式等	1,504	60	1,944	77
(xi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xiii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	160	6	160	6
(xiv) その他	471	18	512	20
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 未決済取引	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	22	0	22	0
⑦ 中央精算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	542	21	559	22
BI	361	14	372	14
BIC	43	1	44	1
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	13,116	524	13,480	539

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフバランス取引の与信相当額です。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用される
エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	令和6年度					令和7年度				
	信用リスク エクスポージャー 期末残高	貸出金、コミット メント及びその他の デリバティブ以外の オフバランス取引	債 券	デリバティブ 取引	延滞等 エクス ポージャー	信用リスク エクスポージャー 期末残高	貸出金、コミット メント及びその他の デリバティブ以外の オフバランス取引	債 券	デリバティブ 取引	延滞等 エクス ポージャー
国 内	24,917	10,736	3,340	－	279	25,153	10,494	4,024	－	252
国 外	2,537	－	2,205	－	－	2,104	－	1,904	－	－
地 域 別 合 計	27,455	10,736	5,546	－	279	27,258	10,494	5,929	－	252
製 造 業	1,028	523	504	－	40	1,048	545	503	－	37
農 業 、 林 業	242	242	－	－	0	202	202	－	－	－
漁 業	0	0	－	－	0	0	0	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	0	－	－	－	－	－
建 設 業	1,526	1,526	－	－	40	1,458	1,458	－	－	44
電気・ガス・熱供給・水道業	500	0	500	－	0	500	－	500	－	－
情 報 通 信 業	1,406	0	1,405	－	0	1,305	－	1,305	－	－
運 輸 業 、 郵 便 業	23	23	－	－	0	121	21	100	－	－
卸 売 業 、 小 売 業	1,114	914	200	－	30	1,214	1,014	200	－	33
金 融 業 、 保 険 業	11,261	916	1,654	－	0	10,898	915	1,654	－	－
不 動 産 業	4,125	2,684	－	－	34	4,032	2,591	－	－	33
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－	0	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	2	2	－	－	0	1	1	－	－	－
宿 泊 業	－	－	－	－	0	－	－	－	－	－
飲 食 業	412	412	－	－	5	390	390	－	－	5
生活関連サービス業、娯楽業	114	114	－	－	48	110	110	－	－	46
教 育 ・ 学 習 支 援 業	128	128	－	－	27	68	68	－	－	0
医 療 、 福 祉	136	136	－	－	0	229	129	100	－	－
そ の 他 の サ ー ビ ス	546	546	－	－	0	547	547	－	－	－
そ の 他 の 産 業	415	114	300	－	0	404	104	300	－	0
国・地方公共団体等	1,210	－	979	－	0	1,462	－	1,262	－	－
個 人	2,447	2,447	－	－	51	2,393	2,393	－	－	51
そ の 他	809	－	－	－	0	865	－	－	－	0
業 種 別 計	27,455	10,736	5,546	－	279	27,258	10,494	5,929	－	252
1 年 以 下	4,159	1,216	322	－	－	3,723	1,231	122	－	－
1 年 超 3 年 以 下	2,745	324	221	－	－	2,670	253	416	－	－
3 年 超 5 年 以 下	5,524	611	912	－	－	6,213	998	1,315	－	－
5 年 超 7 年 以 下	1,777	1,262	415	－	－	1,650	761	689	－	－
7 年 超 1 0 年 以 下	2,301	1,245	956	－	－	2,425	1,135	1,289	－	－
1 0 年 超	8,087	5,534	2,553	－	－	7,694	5,599	2,094	－	－
期 間 の 定 め の な い も の	1,625	109	－	－	－	1,605	101	－	－	－
そ の 他	1,233	432	－	－	－	1,275	414	－	－	－
残 存 期 間 別 合 計	27,455	10,736	5,381	－	－	27,258	10,494	5,929	－	－

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフバランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、預け金、有効固定資産、その他の資産等が含まれます。
5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和 6 年度	10	7	－	10	7
	令和 7 年度	7	9	－	7	9
個別貸倒引当金	令和 6 年度	79	71	0	79	71
	令和 7 年度	71	55	29	42	55
合 計	令和 6 年度	89	79	0	89	79
	令和 7 年度	79	64	29	49	64

八、業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	令和6年度						令和7年度					
	個別貸倒引当金					貸出金 償 却	個別貸倒引当金					貸出金 償 却
	期首 残高	当 期 増加額	当期減少額		期末 残高		期首 残高	当 期 増加額	当期減少額		期末 残高	
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
製造業	5	5	—	5	5	—	5	6	—	5	6	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	14	11	0	14	11	—	11	18	1	9	18	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	6	6	—	6	6	—	6	6	—	6	6	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	3	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	23	20	—	23	20	—	20	17	—	20	17	—
教育、学習支援業	27	27	—	27	27	—	27	—	27	0	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	1	1	—	1	1	—	1	2	0	0	2	1
合計	79	71	0	79	71	—	71	55	29	42	55	2

(注) 1.当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2.業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二、標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

項 目	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後		リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)		CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後		リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)			
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			信用リスク・ アセットの額	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目			オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額
	令和6年度						令和7年度							
現金	364	-	364	-	-	-	381	-	381	-	-	-		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	615	450	615	36	7	1.1	732	450	732	37	7	1.1		
外国の中央政府及び中央銀行向け	129	-	129	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
我が国の地方公共団体向け	264	-	264	-	-	-	529	-	530	-	-	-		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	100	-	100	-	10	-		
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	11,290	852	11,290	43	2,422	21.4	10,699	666	10,730	39	2,249	21.4		
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	300	-	300	-	-	-	300	-	300	-	-	-		
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	3,420	165	3,046	35	1,968	63.9	3,866	92	3,514	26	2,067	63.9		
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,364	4,151	1,290	116	1,220	86.8	1,252	4,009	1,173	110	1,075	86.8		
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	1,151	-	100	45	-		
不動産関連向け	4,042	-	4,011	-	3,132	78.1	3,952	-	3,923	-	3,120	78.1		
自己居住用不動産等向け	1,350	-	1,337	-	716	53.6	1,387	-	1,374	-	794	53.6		
賃貸用不動産向け	2,691	-	2,674	-	2,416	90.3	2,565	-	2,548	-	2,326	90.3		
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
劣後債権及びその他資本性証券等	1,406	-	1,406	-	1,406	100.0	1,202	-	1,205	-	1,506	100.0		
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	195	25	194	2	215	109.3	161	60	161	5	187	109.3		
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	40	-	40	-	40	100.0	39	-	39	-	39	100.0		
取立未済手形	4	-	4	-	0	20.0	3	-	3	-	0	20.0		
信用保証協会等による保証付	1,850	-	1,850	-	185	10.0	1,833	-	1,833	-	183	10.0		
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
株式等	1,504	3	1,504	-	1,504	100.0	1,496	6	1,496	-	1,944	100.0		
合 計	30,837	5,647	30,327	235	15,238	49.9	30,505	6,435	30,049	321	15,560	49.9		

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位:百万円)

相手当事者の区分	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(0%)	(10%)	(20%)	(30%)	(35%)	(40%)	(45%)	(50%)	(60%)	(75%)	(85%)	(100%)	(105%)	(150%)	(250%)	合計
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	732	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	732
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	530	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	530
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	902	-	8,285	652	-	-	-	702	-	-	-	-	-	-	-	10,542
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	-	-	804	-	-	-	-	1,200	-	-	1,535	-	-	-	-	3,540
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	100	-	-	609	-	572	-	-	-	1,283
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	100
不動産関連向け	-	-	-	-	590	-	-	-	777	783	-	-	1,771	-	-	3,923
自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	590	-	-	-	-	783	-	-	-	-	-	1,374
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	777	-	-	-	1,771	-	-	2,548
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,205	-	1,205
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	104	-	104
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39	-	-	-	39
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	1,833	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,833
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,496	1,496
合計	27,496	1,933	9,090	654	590	-	100	1,903	777	1,393	1,535	612	1,771	1,309	1,496	25,331

ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位:百万円)

リスク・ウェイトの区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	14,319	5	-	14,324	16,485	1,116	7	1,116
40%~70%	3,122	-	-	3,122	838	1,169	-	1,169
75%	1,340	4,099	10	1,388	1,456	2,816	10	2,816
80%	-	-	-	-	0	0	-	0
85%	1,815	165	22	1,477	1,865	92	22	92
90%~100%	3,709	66	10	3,705	631	41	10	41
105%~130%	1,820	-	-	1,803	4,487	6	15	6
150%	76	25	10	78	100	41	10	41
250%	-	-	-	-	0	0	-	0
400%	-	-	-	-	0	0	-	0
1250%	-	-	-	-	0	0	-	0
その他	-	-	-	-	0	0	-	0
合計	26,204	4,363	10	25,900	25,866	5,284	10	5,284

(3)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		777	756	—	—	—	—
①ソブリン向け		—	—	—	—	—	—
②金融機関向け		—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		—	—	—	—	—	—
③カバード・ボンド		—	—	—	—	—	—
④法人等向け		—	—	—	—	—	—
⑤中堅中小企業・個人向け		746	725	—	—	—	—
⑥不動産関連向け		—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け		13	12	—	—	—	—
賃貸用不動産向け		17	17	—	—	—	—
事業用不動産関連向け		—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け		—	—	—	—	—	—
ADC向け		—	—	—	—	—	—
⑦劣後債券及びその他の資本性証券等		—	—	—	—	—	—
⑧延滞等向け		0	0	—	—	—	—
⑨自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		—	—	—	—	—	—
⑩株式等		—	—	—	—	—	—
⑪その他		—	—	—	—	—	—

- (注) 1.当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2.上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
3.「その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。具体的には小口分散基準超過エクスポージャーが含まれます。

(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

(5)証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません

(6)出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	40	154	28	140
非上場株式等	34	34	34	34
合 計	75	189	63	175

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償却	—	—

※ 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価損益	▲ 394	▲ 364

※「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(7)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありません

(8)金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
		ΔEVE		ΔNII	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上方パラレルシフト	515	446	37	37
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	403	339		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	515	446	37	37
		令和6年度		令和7年度	
8	自己資本の額	1,891		1,835	

(注)金利リスクの算出手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。

(注) 1.金利リスクの算出手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。

預金関係

預金種目別平均残高

(単位:千円、%)

種 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	9,041,443	35.5	9,168,174	37.4
定 期 性 預 金	16,404,555	64.4	15,308,980	62.5
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—
合 計	25,445,998	100.0	24,477,154	100.0

財形貯蓄残高

(単位:千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
財 形 貯 蓄 残 高	674	724

定期預金種類別残高

(単位:千円、%)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
定 期 預 金	15,125,506	100.0	14,362,923	100.0
固 定 金 利 定 期 預 金	15,118,089	99.9	14,352,956	99.9
変 動 金 利 定 期 預 金	4,203	0.0	4,203	0.0
そ の 他 の 定 期 預 金	3,213	0.0	5,763	0.0

預金者別預金残高

(単位:千円、%)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	21,764,247	87.3	21,368,986	88.0
法 人	3,157,243	12.6	2,896,003	11.9
一 般 法 人	2,953,316	11.8	2,712,905	11.1
金 融 機 関	4,870	0.0	4,947	0.0
公 金	11	0.0	31	0.0
合 計	24,921,491	100.0	24,264,989	100.0

貸出金関係

貸出金種類別平均残高

(単位:千円、%)

科 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	24,798	0.2	22,348	0.2
手 形 貸 付	661,618	6.4	715,898	7.0
証 書 貸 付	9,155,184	89.5	9,004,143	88.9
当 座 貸 越	380,713	3.7	378,965	3.7
合 計	10,222,315	100.0	10,121,356	100.0

貸出金使途別残高

(単位:千円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	4,768,399	50.3	4,699,783	46.7
設 備 資 金	5,505,011	49.7	5,352,484	53.2
合 計	10,273,411	100.0	10,052,268	100.0

貸出金金利区分別残高

(単位:千円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固 定 金 利	4,867,653	47.3	4,519,177	44.9
変 動 金 利	5,405,757	52.6	5,533,091	55.0
合 計	10,273,411	100.0	10,052,268	100.0

個人ローン・住宅ローン残高

(単位:千円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人 ロ ー ン	468,905	23.5	399,029	20.9
住 宅 ロ ー ン	1,520,458	76.4	1,508,609	79.0
合 計	1,989,363	100.0	1,907,638	100.0

担保種類別の貸出金残高・債務保証見返額

(単位:千円、%)

区 分	令和6年度				令和7年度			
	貸 出 金		債務保証見返額		貸 出 金		債務保証見返額	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
当 組 合 預 金 積 金	498,656	4.8	—	—	485,167	4.8	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産	4,642,654	45.1	—	—	4,649,366	46.2	—	—
そ の 他	28,614	0.2	—	—	29,183	0.2	—	—
信用保証協会・信用保険	1,921,268	20.4	—	—	1,868,545	18.5	—	—
保 証	1,819,610	16.8	—	—	1,928,087	19.1	—	—
信 用	1,362,606	13.2	21,352	100.0	1,091,265	10.8	18,688	100.0
合 計	10,273,411	100.0	21,352	100.0	10,052,268	100.0	18,688	100.0

貸出金業種別残高・構成比

(単位:千円、%)

業 種 別	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
製 造 業	467,312	4.5	496,785	4.9
農 業、林 業	195,942	1.9	165,636	1.6
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	1,378,311	13.4	1,355,573	13.4
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	22,284	0.2	20,519	0.2
卸 売 業、小 売 業	881,291	8.6	983,603	9.7
金 融 業、保 険 業	901,123	8.8	901,622	8.9
不 動 産 業	2,637,290	25.7	2,549,941	25.3
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	38,064	0.4	61,951	0.6
宿 泊 業	2,550	—	1,950	0.0
飲 食 業	364,247	3.5	343,588	3.4
生活関連サービス業、娯楽業	89,921	0.9	84,962	0.8
教 育、学 習 支 援 業	88,884	0.9	4,798	0.0
医 療、福 祉	135,985	1.3	128,967	1.2
そ の 他 の サ ー ビ ス	456,081	4.4	459,534	4.4
そ の 他 の 産 業	114,636	1.1	104,292	1.0
小 計	7,773,927	75.7	7,663,726	76.2
国・地方公共団体等	—	—	—	—
雇 用・能 力 開 発 機 構 等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	2,499,484	24.3	2,388,541	23.7
合 計	10,273,411	100.0	10,052,268	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当率 (C)/(A-B)
破綻更生債権及び これらに準ずる債権	令和 6 年度	132	109	22	132	100.00%	100.00%
	令和 7 年度	166	129	37	166	100.00%	100.00%
危 険 債 権	令和 6 年度	504	454	49	504	100.00%	100.00%
	令和 7 年度	461	443	18	461	100.00%	100.00%
要管理債権	令和 6 年度	5	5	0	5	100.00%	0.00%
	令和 7 年度	11	—	0	—	8.02%	8.02%
三月以上延滞債権	令和 6 年度	—	—	—	—	—	—
	令和 7 年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和 6 年度	5	5	0	5	100.00%	0.00%
	令和 7 年度	11	—	0	—	8.02%	8.02%
不良債権計 (E)	令和 6 年度	642	570	72	642	100.00%	100.00%
	令和 7 年度	639	572	56	629	98.35%	84.19%
正 常 債 権	令和 6 年度	9,661	※ 不良債権比率 (E)/(F)				
	令和 7 年度	9,440					
合 計 (F)	令和 6 年度	10,303	令和 6 年度		6.23		
	令和 7 年度	10,080	令和 7 年度		6.35		

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- (注) 1.「破綻更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権(上記1に掲げるものを除く。)です。
3.「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金(上記1及び2に掲げるものを除く。)です。
5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再生等を図ることを目的として、金利の減免、利子の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(上記1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
7.「担保・保証等(B)」は自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。
8.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9.金額は決算後(償却後)の計数です。

金融再生法開示債権とリスク管理債権の比較

(単位:百万円)

金融再生法(総与信)			リスク管理債権(貸出金)				
開示債権	債権額	うち貸出金	破綻先債権	延滞債権	三月以上延滞債権	貸出条件緩和債権	計
破綻更生債権 これらに準ずる債権	166	166	41	125	—	—	166
(破綻先債権)	(41)	(41)	(41)	—	—	—	(41)
(実質) 破綻先債権	(125)	(125)	—	(125)	—	—	(125)
危険債権	461	461	—	461	—	—	461
(個別引当対象額計)	628	(628)	41	587	—	—	628
要管理債権	11	11	—	—	0	11	11
小計	639	639	41	587	0	11	639
正常債権	9,440	9,412					
債権額合計	10,080	10,052					

*記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	7	▲3	9	2
個別貸倒引当金	71	▲7	55	▲16
貸倒引当金合計	79	▲10	64	▲14

貸出金償却額

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
貸出金償却額	0	32



大野支店



赤塚支店



寺尾支店



酒屋支店

有価証券関係

有価証券種類別平均残高

(単位:千円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	—	—	162,126	2.1
地 方 債	268,602	4.8	363,053	4.7
社 債	3,100,221	39.4	3,215,090	41.8
株 式	75,696	1.1	72,802	0.9
そ の 他 の 証 券	4,151,959	54.6	3,879,103	50.4
貸 付 有 価 証 券	—	—	—	—
合 計	7,596,480	100.0	7,692,176	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

公 共 債 引 受 額

(単位:千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
国 債	—	—
政 府 保 証 債	—	—
合 計	—	—

有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位:千円)

項 目		取得価格または契約価格	時 価	評 価 損 益
有 価 証 券	令和 6 年度末	6,990,877	6,918,611	▲ 72,266
	令和 7 年度末	7,257,465	7,158,801	▲ 98,664
金 銭 の 信 託	令和 6 年度末	—	—	—
	令和 7 年度末	—	—	—
デリバティブ等商品	令和 6 年度末	—	—	—
	令和 7 年度末	—	—	—

(注) 1. 「時価」は「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しております。なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。
2. デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第5条の7第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引、金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引、有価証券デリバティブ取引等)を組合せた商品です。

有価証券の種類別残存期間別残高

●令和6年度

(単位:千円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めのない	合 計
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	11,000	22,225	111,484	12,000	6,497	81,348	—	244,555
社 債	100,076	98,670	197,453	295,195	545,797	1,582,948	—	2,820,141
株 式	—	—	—	—	—	—	189,747	189,747
外 国 証 券	201,182	97,530	578,002	93,440	342,557	732,339	—	2,045,050
そ の 他 の 証 券	—	152,210	95,360	84,920	83,660	—	1,275,232	1,691,382
合 計	312,258	370,635	982,299	485,555	978,512	2,396,635	1,464,979	6,990,877

●令和7年度

(単位:千円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めのない	合 計
国 債	—	—	—	—	82,680	82,870	—	165,550
地 方 債	11,000	17,308	110,070	284,169	—	71,280	—	493,828
社 債	98,970	—	775,660	276,786	533,700	1,359,750	—	3,044,866
株 式	—	—	—	—	—	—	175,820	175,820
外 国 証 券	—	390,198	374,130	89,870	594,113	369,799	—	1,818,111
そ の 他 の 証 券	—	—	—	167,050	—	—	1,392,239	1,559,289
合 計	109,970	407,506	1,259,860	817,875	1,210,493	1,883,699	1,568,059	7,257,465

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	182	180	▲ 2
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	199	193	▲ 6
	その他	350	277	▲ 72	350	260	▲ 89
	小 計	350	277	▲ 72	432	633	▲ 98
合 計		350	277	▲ 72	732	633	▲ 98

- (注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	154	40	114	140	28	112
	債券	115	114	0	10	9	0
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	15	14	0	10	9	0
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	100	100	0	—	—	—
	その他	578	552	26	394	334	59
	小 計	848	707	141	545	373	172
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	2,949	3,153	▲ 204	3,311	3,623	▲ 312
	国債	—	—	—	165	182	▲ 16
	地方債	229	249	▲ 19	300	337	▲ 36
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,720	2,904	▲ 184	2,845	3,104	▲ 259
	その他	2,807	3,139	▲ 331	2,632	2,857	▲ 224
	小 計	5,757	6,292	▲ 535	5,944	6,481	▲ 537
合 計		6,605	7,000	▲ 394	6,490	6,854	▲ 364

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国証券	—	—
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	—	—
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
その他有価証券	34	34
非上場株式	34	34
非上場外国証券	—	—

金銭の信託

該当ありません。

その他の業務

代理貸付残高の内訳

(単位:千円)

区 分		令和6年度	令和7年度
全国信用協同組合連合会		21,352	18,688
商工組合中央金庫		—	—
日本政策 金融公庫	(中小企業事業)	—	—
	(国民生活事業)	—	—
住宅金融支援機構		9,542	6,565
合	計	30,894	25,253

内国為替取扱実績

(単位:百万円)

区 分		令和6年度	令和7年度
		金 額	金 額
送 金・振 込	仕 向	7,046	7,671
	被 仕 向	6,857	7,074
代 金 取 立	仕 向	243	836
	被 仕 向	198	242

主な手数料一覧

種 類				手 数 料		
				窓 口	ATM利用	
振 込	当組合宛	同一店内	3 万 円 未 満	110円(※)	無 料	
			3 万 円 以 上	330円(※)	無 料	
		他の支店	3 万 円 未 満	220円	110円	
			3 万 円 以 上	440円	220円	
	他行宛	電信扱い	3 万 円 未 満	660円	330円	
			3 万 円 以 上	880円	550円	
		文書扱い	3 万 円 未 満	660円	—	
			3 万 円 以 上	880円	—	
	振 込 の 組 戻 料				660円	
	振 込 訂 正 依 頼 手 数 料				220円	
給 与 定 額 自 動 送 金 口 振	給与振込 (給振契約に基づく)		本 支 店 宛	無 料		
			他 行 宛	220円		
	当組合宛	同 一 店 内		110円		
			3 万 円 未 満	220円		
		他の支店	3 万 円 以 上	440円		
			他行宛	電信扱い	3 万 円 未 満	660円
	3 万 円 以 上	880円				
	口座振替基本手数料(契約時)				無 料	
	口座振替基本手数料(振替1件当り)				110円	
	取 立 手 数 料 等	当 店 が 支 払 場 所				220円
当 組 合 本 支 店 が 支 払 場 所				440円		
電 子 交 換 所 で の 取 立 手 続				880円		
電子交換所以外での取立(郵送等での取立)				1,100円		
組 戻 料				1,100円		
店 頭 呈 示 料				1,100円		
不 渡 手 形 返 却 料				1,100円		
発 生 記 録				330円		
決 済 (入 金) 手 数 料				220円		
譲 渡 記 録				220円		
で ん ざ い ネット	分 割 記 録				330円	
	変 更 記 録				330円	
	開 示 請 求 (書 面)				3,300円	
	支 払 不 能 情 報 照 会 (書 面)				3,300円	
	残 高 証 明 書 発 行 (都 度 ・ 書 面)				4,400円	
	残 高 証 明 書 発 行 (定 例 ・ 書 面)				1,650円	
	自らが保有するでんさいの債務者について貸倒引当金繰入事由が生じていることを証明する場合、貸倒引当金繰入事由に係る証明書				1,650円	
種 類				手 数 料		
各 種 発 行 手 数 料	当座預金	小 切 手 帳	1 冊 (50 枚)	5,500円		
		約 束 手 形 帳	1 冊 (25 枚)	440円		
	自 己 宛 小 切 手	1 枚		880円		
		通帳・証書・カード喪失再発行	1 冊 ・ 1 枚	1,100円		
	カード再発行手数料(喪失以外)	1 枚		550円		
		残 高 証 明 書	1 通	550円		
	残高証明書(継続発行)	1 通		330円		
		残高証明書(出資金のみ)	1 通	無 料		
	利 息 証 明 書	1 通		550円		
		取引履歴明細作成手数料	1 口 座	550円		
利夜間 預金 手数料 金庫	融資証明書	1 通		5,500円		
		基本料(新規契約時、入金袋2袋)	1 口 座 毎	11,000円		
	利用手数料(1ヶ月当り)	1 口 座 毎		3,300円		
		入 金 袋 (3 袋 目 以 上)	1 袋	4,400円		
	入 金 袋 (交 換)	1 袋		4,400円		
	両替枚数・ 入出金枚数		1枚～50枚			
		両替枚数・ 入出金枚数	51枚～300枚			
			301枚～500枚			
			501枚～1,000枚			
1,001枚～2,000枚						
融 資 関 係	2,001枚以上					
	※ 両替枚数は紙幣と硬貨の枚数となります。入出金枚数は硬貨枚数(紙幣除く)となります。					
保 険 関 係	住 宅 ロ ー ン 新 規 取 扱 手 数 料				49,500円	
	住宅ローン新規取扱手数料(全国保証(附付ローン))				55,000円	
	住宅ローン固定金利(再)選択手数料				1 件 5,500円	
	住宅ローン条件変更手数料				1 件 5,500円	
	アパートローン	5,000万円以下			55,000円	
		新規取扱手数料	5,000万円超 金額の0.11%			
	アパートローン	固定金利(再)選択手数料	1 件	5,500円		
		アパートローン条件変更手数料	1 件	5,500円		
	事業資金条件変更手数料	1 件	5,500円			
		返済予定表再発行手数料	1 件	550円		
担保 設定 等	事業性資金 担保設定	新規設定・追加設定	33,000円			
		順位変更・極度額変更一部解除・差換・債務者変更	16,500円			
	非事業性資金担保設定 (住宅ローン除く)	新規設定・追加設定	11,000円			
不動産担保調査手数料				郵送料、交通費、謄本代等実費		

※印: 当組合の組合員は手数料無料となります。

主要な事業の内容

預金業務

種 類		商 品 内 容	期 間	お預け入れ金額
総 合 口 座		普通預金と定期預金をセット。受取る、支払う、借りるの3つが一冊の通帳になっています。ご融資は定期預金の90%（最高300万円）までご利用になれます。	普通預金は出し入れ自由	普通預金 1円以上 定期預金 各種定期の限度額
貯 蓄 預 金		普通預金の手軽さ、便利さ、定期預金を反映した高利回りの預金です。残高が基準残高以上の場合、その期間有利な金利が適用されます。 I 型基準残高30万円以上 II 型基準残高10万円以上	いつでも出し入れ自由	1円以上
普 通 預 金		出し入れ自由で、家計簿代わりに便利な預金です。公共料金等の自動支払い、キャッシュカード(CD)の利用ができます。	いつでも出し入れ自由	1円以上
当 座 預 金		商取引代金の決済に便利で安全な小切手、手形がご利用いただけます。	いつでも出し入れ自由	1円以上
納 税 準 備 預 金		納税準備のご預金です。税金が楽に納められ利息も普通預金より高く、そのうえ非課税となります。	ご入金はお引き出しは納税時	1円以上
定 期 預 金	スーパードル	多様化する資金運用にお応えできる預金です。短期間でも有利な運用ができ、しかも確定利回りですから安心です。	1か月以上 5年以内	100円以上 1,000万円未満
	大 口 定 期	この預金の適用利率は、その時の市場金利を参考に決定し、高利回りで大口資金の運用に適しております。	1か月以上 5年以内	1,000万円以上
	期日指定定期預金	利息が利息を生む1年複利で有利な便利さを備えた預金です。1年据置後は1か月以上前の連絡により、自由に満期日の指定、元金の一部お引き出しがいただけます。	据置期間1年 1年以上 3年以内	100円以上
	変動金利定期預金	6か月毎に金利情勢に応じて適用利率を変動します。	1年・2年・ 3年	100円以上
	積立定期預金	定期預金と定期積金をパックした預金で、目的に合わせた資金づくりに有利です。	・満期日指定型 ・エンドレス型	100円以上
定期積金	スーパードル	毎月一定額の積立により、将来の目標実現の備えに最適な商品です。	6か月以上 7年以内	100円以上
譲 渡 性 預 金		短期の大口資金運用に便利な預金で、満期日以前に譲渡することもできます。	2週間以上 2年以内	5,000万円以上
財 形 預 金	「勤労者財産形成促進制度」に基づく給与・賞与からの天引き預金です。			
	財形年金預金	満60才以降に積立預金を年金形式でお受取になれます。財形年金預金と財形住宅預金は合算して元金550万円以内まではお利息は非課税です。	積立期間 5年以上	1,000円以上
	財形住宅預金	住宅取得資金の貯蓄を目的として、準備してください。		
	一般財形預金	教育資金・結婚資金等の準備に備えてください。	積立期間 3年以上	



ご融資／個人向け融資

★…Web受付可能ローン



種 類	資金のお使いみち	ご融資額	ご融資期間
住 宅 ロ ー ン	住宅の新築、購入、土地の購入、他金融機関借換等、マイホームプラン実現のお手伝いをします。	6,000万円以内	35年以内
多目的ローン★ (全国しんくみ保証書保証付)	自動車の購入、教育費用、リフォーム、ご結婚資金等の資金用途が明確なものにご利用いただけます。(事業性資金は除きます。) カーライフローン、奨学ローン、リフォームローンをご希望の場合は、多目的ローンにてお申込み願います。 ※但し資金用途が自動車、教育、リフォーム関連以外の場合のご融資期間は10年以内となります。	2,000万円以内	15年以内 (※参照)
フリーローン	お使いみちはご自由です。 (事業性資金は除きます。)	500万円以内	10年以内
フリーローンチョイス★ (全国しんくみ保証書保証付)	お使いみちはご自由です。(事業性資金にもご利用いただけます。) ※Web経由申込、および事業性資金のご融資額は500万円以内となります。	1,000万円以内 (※参照)	15年以内 (事業性資金は10年以内)
マイカーローン	自動車、自動二輪車の購入、修理、車検費用等、車に関するすべての費用についてご利用いただけます。	500万円以内	7年以内
教 育 ロ ー ン	受験料、入学費用、授業料、アパート家賃等入学時、在学時に必要な資金についてご利用いただけます。	500万円以内	15年以内
奨学カードローン 「シンプル」★ (全国しんくみ保証書保証付)		極度額 500万円以内	1年自動更新
まとまるくん (ライフカード書保証付)	金融機関、信販、消費者金融等の他社借入をおまとめするための資金です。 (事業性資金は除きます。)	10万円～ 500万円以内	10年以内
こうえいスピードローン★ (新クレディセゾン保証付)	お使いみちは自由です。パート、アルバイト、主婦の方もご利用いただけ、最短60分のスピード審査で回答いたします。	10万円～ 1,000万円以内	6か月～ 15年以内
カードローン (全国しんくみ保証書保証付)	お使いみちは自由です。急な出費にもお役に立ち、ご利用限度額内なら繰り返しご利用いただけます。	極度額 300万円以内	3年自動更新
カードローン アラカルト★ (全国しんくみ保証書保証付)	お使いみちは自由で年収・勤続年数に制限のない小口カードローンです。	極度額 300万円以内	1年自動更新

ご融資／事業者向け融資

種 類	資金のお使いみち	ご融資額	ご融資期間
一 般 融 資	割引手形……商業手形の割引をご利用いただけます。 手形貸付……商品の仕入等事業に必要な短期運転資金をご利用いただけます。 証書貸付……店舗新築、機械設備等事業に必要な長期設備資金をご利用いただけます。 当座貸越……一定の貸越契約額まで自由にご利用いただけます。		
事 業 者 カードローン (信用保証協会保証付)	カードで事業資金をスピーディにご利用いただけます。 ご利用限度額内なら繰り返しご利用いただけます。	無担保型 100万円～500万円 以内 有担保型 100万円～2,000万円 以内	2年間 (保証協会が認めた場合更新可能です)
ビ ジ ネ ス ロ ー ン (全国しんくみ保証書保証付)	事業に必要な運転資金、設備資金等をスピーディにご利用いただけます。	法人 1,000万円以内 個人事業主 500万円以内	5年以内
こうえいスピードローン★ (新クレディセゾン保証付)	事業に必要な運転資金、設備資金等お使いみちは自由です。(法人は除きます。)	10万円～ 1,000万円以内	6か月～ 15年以内
栄 農 ロ ー ン	農業経営に必要な、運転・設備・借換資金にご利用いただけます。 (原則300万円超は新潟県農業信用基金協会保証付)	運転300万円以内 設備1,000万円以内	7年以内
地方公共団体 制 度 融 資	新潟県、新潟市による中小企業向けの各種制度融資をお取扱いしております。		
代理貸付業務	日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、全国信用協同組合連合会の取扱窓口として各種代理業務をお取扱いしております。		

各種サービスのご案内

種 類

内 容

こうえいキャッシュサービスコーナー
ご利用手数料

ご利用店舗	ご利用日	ご利用時間	手数料	
			お引出し	お預入れ
本 店 赤塚支店	平 日	8:00～20:00	無料	無料
	土曜日	9:00～17:00		
	日曜日・祝日	9:00～17:00		
大野支店 寺尾支店 酒屋支店	平 日	8:45～17:30	無料	無料
	土曜日	ご利用できません。		
	日曜日・祝日			

全国の金融機関の現金自動預払機(CD・ATM)での「入金・残高照会」がご利用いただけます。相互入金提携金融機関(※1、※2)、セブン銀行、ゆうちょ銀行のATMでは、「入金、出金、残高照会」がご利用いただけます。
後記の無料化手数料以外のご利用は手数料がかかります。
※1 「相互入金提携金融機関」とは、全国の信用組合、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫で相互に入金業務に関する契約を締結している金融機関を言います。
※2 県内に本店を置く信用組合、信用金庫、労働金庫はすべてでお取扱いできます。

しんくみお得ねっと

全国の信用組合が提携して、現金自動預払機(CD、ATM)の利用手数料(お引出し)を無料化しております。

ご利用日	ご利用時間	手 数 料
		お引出し
平 日	8:45～18:00	無料
土曜日	9:00～14:00	無料

※上記、取扱時間以外およびお預入れは、手数料がかかります。



対応ATMにはこのステッカーを貼付しています。

通帳記帳サービス

当組合の通帳を提携信用組合の対応ATMで記帳できます。

対応ATMには **通帳記帳提携 対応ATM** のステッカーを貼付しています。
提携信用組合の通帳が記帳できます

セブン銀行
ゆうちょ銀行
(当組合キャッシュカード利用)

ご利用日	ご利用時間	手数料	
		お引出し	お預入れ
平 日	0:00 ～ 8:45	110円	110円
	8:45 ～ 18:00	無料	無料
	18:00 ～ 24:00	110円	110円
土曜日	0:00 ～ 9:00	110円	110円
	9:00 ～ 14:00	無料	無料
	14:00 ～ 24:00	110円	110円
日曜日・祝日	0:00 ～ 24:00	110円	110円

※毎日4:00～4:10の間および第2、第4日曜日の前日23:48～当日7:00の間はご利用できません。

ご利用日	ご利用時間	手数料	
		お引出し	お預入れ
平 日	7:00 ～ 8:45	220円	220円
	8:45 ～ 18:00	110円	110円
	18:00 ～ 23:00	220円	220円
	※お預入れは21:00までとなります。		
土曜日	7:00 ～ 9:00	220円	—
	※お預入れは9:00からとなります。		
	9:00 ～ 14:00	110円	110円
	14:00 ～ 23:00	220円	220円
日曜日・祝日	7:00 ～ 23:00	220円	220円
	※お預入れは9:00～17:00までとなります。		

デビットカードサービス

デビットカードサービス加盟店での買物代金をキャッシュカードで支払うことができます。

クレジットカード

しんくみピーターパンカードの取扱いをしております。

給与振込サービス

給与・賞与の振込指定ができます。

年金自動受取サービス

国民年金・厚生年金・共済年金等の振込指定ができます。

配当金の自動受取サービス

配当金を指定口座に直接振込指定ができます。

夜 間 金 庫

当組合の営業終了後、売上金を安全に保管し、翌営業日にご指定の預金口座に入金いたします。(本店)

各種自動支払サービス

公共料金・各種税金・保険料・クレジットカード代金等をご指定の預金口座から自動的にお支払いできます。

為替サービス

全国どこの金融機関へでもご送金、お振込、手形・小切手などの取立てが安全・確実にできます。

でんさいネット

全国の銀行間ネットワークを活用して、金融の円滑化・効率化を図ることができます。

インターネット口座振替受付サービス

インターネットを通じてご利用代金等の口座振替受付を行うことができます。

Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス

口座振替受付手続きが携帯電話会社や保険会社等の収納機関窓口で完了するサービスです。

QRコードによる税金納付

QRコードによる税金納付受付を行うことができます。【eLTAX 地方税ポータルシステム】

ダイレクト納付

税務署・自治体や金融機関に出向くことなく、自宅や会社において当組合口座から納付できます。(※インターネットバンキング契約不要)

代 理 業 務

当組合では、次の業務を取り扱っております。

(株)日本政策金融公庫代理店

独立行政法人勤労者退職金共済機構代理店

新潟市収納代理金融機関

(株)商工組合中央金庫代理店

独立行政法人中小企業基盤整備機構代理店

独立行政法人住宅金融支援機構代理店

新潟県後期高齢者医療広域連合収納代理金融機関

全国信用協同組合連合会代理店

新潟県収納代理金融機関

概況・組織

1	経営理念・経営方針	1
2	組 織	2
3	役員一覧	2
4	職員数	3
5	店舗一覧	2
6	営業地区一覧	2
7	経営環境・事業概況	4
8	組合員数・出資金等	3
9	リスク管理情報	7・33・34
10	マネロン等に係る対応方針	8
11	コンプライアンス(法令等遵守)	7
12	総代会	10・11
13	中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための 取組の状況	12・13
14	法定監査の状況	21

経理・経営内容

15	主要な経営指標の推移	4
16	貸借対照表	18・19
17	損益計算書	20
18	剰余金処分計算書	21
19	財務諸表の適正性及び内部監査の 有効性に関する事項	21
20	業務純益・粗利益	22
21	総資産経常利益率、総資産当期純利益率	22
22	総資金利鞘	22
23	単体自己資本比率(国内基準)	4
24	自己資本の構成に関する事項	25
25	自己資本の充実度に関する事項	26
26	信用リスクに関する事項	27
27	信用リスク削減手法に関する事項	30
28	派生商品取引及び長期決済期間取引の取引 相手のリスクに関する事項	30
29	証券化エクスポージャーに関する事項	30
30	出資等又は株式等 エクスポージャーに関する事項	30
31	リスク・ウエイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	30
32	金利リスクに関する事項	31
33	資金運用・調達勘定の平均残高等	22
34	受取利息および支払利息の増減	23
35	役務取引の状況	23
36	その他業務収益・費用の内訳	24
37	常勤従業員1人当りの預金および貸出金残高	23
38	1店舗当りの預金および貸出金残高	23
39	預貸率	23

資金運用

40	預証率	23
41	経費の内訳	24
42	預金種目別平均残高	31
43	財形貯蓄残高	31
44	定期預金種類別残高	31
45	預金者別預金残高	31
46	貸出金種類別平均残高	32
47	貸出金業種別残高・構成比	33
48	貸出金金利区分別残高	32
49	貸出金使途別残高	32
50	個人ローン・住宅ローン残高	32
51	貸出金担保別残高	32
52	担保種類別の貸出金残高・債務保証見返額	32
53	破綻先債権額	33
54	延滞債権額	33
55	3ヵ月以上延滞債権額	33
56	貸出条件緩和債権額	33
57	貸倒引当金の内訳	34
58	貸出金償却額	34
59	有価証券の種類別残存期間別残高	35
60	有価証券種類別平均残高	35
61	公共債引受額	35
62	有価証券、金銭の信託等の取得価格 または契約価格、時価及び評価損益	35
63	満期保有目的の債券	36
64	その他有価証券	36
65	時価評価されていない有価証券の 主な内容及び貸借対照表計上額	36
66	金銭の信託	36

その他の業務

67	主な手数料一覧	37
68	代理貸付残高の内訳	37
69	内国為替取扱実績	37

その他

70	沿革・あゆみ	3
71	こうえいと地域	14・15
72	主要な事業の内容	37・38・39
73	トピックス	16
74	報酬体系について	21

苦情相談窓口
フリーダイヤル

0120-607-999

ホームページ

<http://www.kouei.shinkumi.jp/>



2026 DISCLOSURE
KOU EI SHINYO KUMIAI